

令和7年度
グリーン購入法、環境配慮契約法及び
環境配慮促進法に関する調査
(環境配慮契約法に関する調査結果抜粋版)

目次

1. 調査目的	4
2. 調査概要	4
2-1. 調査対象と調査方法	4
2-2. 調査項目	4
2-3. 回答状況	6
2-4. 調査結果の概要	8
3. 調査結果	9
3-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針	9
3-1-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針の策定状況（問2-1、2-2）	9
3-1-2. 環境基本計画等、他計画の策定状況（問2-3）	11
3-1-3. グリーン購入調達方針及び環境配慮契約方針の策定予定（問2-4）	14
3-1-6. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題（問2-7）	15
3-1-7. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援（問2-8）	17
3-1-8. グリーン購入、環境配慮契約の調達（契約）方針以外の具体的な取組（問2-9）	19
3-1-9. グリーン購入、環境配慮契約の職員への研修会等の実施状況（問2-10）	22
3-1-10. グリーン購入において共同調達を推進することへの賛否（問2-11）	23
3-1-11. グリーン購入における共同調達の実施可能性について（問2-12）	24
3-4. 環境配慮契約法に関するアンケート調査	26
3-4-1. 環境配慮契約の取組状況、契約実績及び実績の公表（問4-1）	26
3-4-1-1. 団体分類別取組状況（問4-1A）	26
3-4-1-2. 都道府県別取組状況（問4-1A）	27
3-4-1-3. 職員数別取組状況（問4-1A）	29
3-4-1-4. 契約類型別取組状況（問4-1A）	31
3-4-1-5. 組織的に取り組む予定がある契約類型（問4-1B）	41
3-4-1-6. 環境配慮契約の契約実績（問4-1C）	42
3-4-1-7. 環境配慮契約の契約実績の公表（問4-1D）	51
3-4-2. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式の評価項目	52
3-4-2-1. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式の評価項目（問4-2（1））	52
3-4-2-2. 電気の供給を受ける契約の裾切方式における評価項目（問4-2（2））	53
3-4-3. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式以外の契約方式（問4-3）	55
3-4-4. 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価項目（問4-4）	56
3-4-5. 電気の供給を受ける契約における仕様書への再エネ比率の記載状況（問4-5（1））	57
3-4-6. 電気の供給を受ける契約における仕様書への再エネ比率の記載状況についての組織的取組状況（問4-5（2））	58
3-4-7. 環境配慮契約に取り組む上での参考資料（問4-6）	59
3-4-8. 環境配慮契約を実施できない要因（問4-7）	61

3-4-9. 基本方針で定める8類型以外に環境配慮契約を実施している契約類型（問4-8）	63
3-4-10. 環境配慮契約全般に関する意見や要望等（問4-9）	64
3-5. 環境配慮契約に関する特別設問：電気の供給を受ける契約における排出係数しきい値の設定状況（問4-10）	66

1. 調査目的

グリーン購入法及び環境配慮契約法は、国等が率先してグリーン購入や環境配慮契約に取り組むことにより、市場のグリーン化を推進することを目的としている。地方公共団体においてもこのような取組が実施されることにより、その効果はさらに増大すると思料される。

そこで、施策推進の基礎資料として、地方公共団体を対象としたグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。また、地方公共団体の取組の現状から浮かび上がる課題や優良事例を整理し、未実施の地方公共団体に取組を拡大するための方策の検討を行った。

2. 調査概要

2-1. 調査対象と調査方法

調査対象：全国の地方公共団体環境担当部局又は調達担当部局

(47 都道府県、20 指定都市（以下「政令市」という）、795 市区、926 町村 計 1,794 団体)

なお、北方領土 6 団体は行政機能を有しておらず、アンケート調査の対応が不可のため、環境省担当官と協議し、北方領土 6 団体を除く 1,788 団体を対象とすることとした。

調査時期：令和7年11月4日～同年12月5日

調査方法：地方公共団体に対して、Eメールもしくは専用ウェブサイトの設置により調査票を配布し、当該調査票への回答を依頼した。エクセルファイルの調査票がダウンロード不可の団体には PDF ファイルを送信し、当該調査票への回答を依頼した。

2-2. 調査項目

調査項目は下記のとおりである。調査票は 270 ページを参照のこと。

<グリーン購入法関連の調査項目>

- ・ 調達方針等の策定状況
- ・ 実施状況、実績及び課題
- ・ 特徴的な取組事例

<環境配慮契約法関連の調査項目>

- ・ 契約方針等の策定状況
- ・ 実施状況、実績及び課題
- ・ 特徴的な取組事例

<環境配慮促進法関連の調査項目>

- ・ 実施状況及び公表状況
- ・ 環境に配慮した事業活動の促進施策

表 1. アンケート調査の設問項目

問番号	設問	問番号	設問
問 2-1	グリーン購入の調達方針の策定状況	問 3-7	特別設問 物品調達時のカーボンフットプリントの算定への意識
問 2-2	環境配慮契約の契約方針の策定状況	問 4-1	環境配慮契約の取組状況、契約実績及び実績の公表
問 2-3	環境基本計画等、他計画の策定状況	問 4-2	電気の供給を受ける契約における裾切り方式の評価項目
問 2-4	グリーン購入調達方針及び環境配慮契約方針の策定予定	問 4-3	電気の供給を受ける契約における裾切り方式以外の契約方式
問 2-5	グリーン購入の調達方針策定時の課題	問 4-4	電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価項目
問 2-6	グリーン購入の調達方針の策定に必要な国の支援	問 4-5	電気の供給を受ける契約における仕様書への再エネ比率の記載状況
問 2-7	環境配慮契約の契約方針策定時の課題	問 4-6	環境配慮契約に取り組む上での参考資料
問 2-8	環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援	問 4-7	環境配慮契約を実施できない要因
問 2-9	グリーン購入、環境配慮契約の調達（契約）方針以外の具体的な取組	問 4-8	基本方針で定める 8 類型以外に環境配慮契約を実施している契約類型
問 2-10	グリーン購入、環境配慮契約の職員への研修会等の実施状況	問 4-9	環境配慮契約全般に関する意見や要望等
問 2-11	グリーン購入において共同調達を推進することへの賛否	問 4-10	特別設問 電気の供給を受ける契約における排出係数しきい値の設定状況
問 2-12	グリーン購入における共同調達の実施可能性について	問 5-1	環境配慮等の状況の公表
問 2-13	共同調達によるグリーン購入の実施に関する意見	問 5-2	環境配慮等の状況の公表手段
問 3-1	グリーン購入の取組状況、調達実績及び実績の公表	問 5-3	環境配慮等の状況の公表にあたっての課題
問 3-2	グリーン購入に取り組む上での参考資料	問 5-4	物品等調達時の事業者選定に際する環境マネジメントシステム等の考慮の状況
問 3-3	グリーン購入実施時の製品情報の収集方法	問 5-5	物品等調達時の事業者選定に際して考慮の対象となる具体的な取組
問 3-4	特定調達品目以外の地方公共団体独自の対象品目及び判断の基準	問 5-6	物品等調達時の事業者選定に際する考慮の内容
問 3-5	定量的に把握しているグリーン購入の効果	問 5-7	物品等調達時の事業者選定に際する考慮の効果
問 3-6	グリーン購入全般に関する意見や要望		

※問 1 はグリーン購入・環境配慮契約の担当者情報に関する設問のため結果は掲載していない。

2-3. 回答状況

地方公共団体の分類別回答率を表2に、都道府県別回答状況を表3に示す。

表2. 地方公共団体の分類別回答率

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率(前年度)
都道府県・政令市	67	67	100.0% (100.0%)
市区	795	778	97.8% (98.5%)
町村	926	861	92.9% (91.9%)
合計	1,788	1,706	95.4% (95.1%)

表 3. 都道府県別回答状況

都道府県	団体分類	調査票 送付数	回答数	回答率
北海道	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	34	34	100.0%
	町村	144	137	95.1%
	合計	180	173	96.1%
青森県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	10	10	100.0%
	町村	30	29	96.7%
	合計	41	40	97.6%
岩手県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	14	14	100.0%
	町村	19	19	100.0%
	合計	34	34	100.0%
宮城県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	13	13	100.0%
	町村	21	19	90.5%
	合計	36	34	94.4%
秋田県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	13	13	100.0%
	町村	12	11	91.7%
	合計	26	25	96.2%
山形県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	13	12	92.3%
	町村	22	21	95.5%
	合計	36	34	94.4%
福島県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	13	13	100.0%
	町村	46	45	97.8%
	合計	60	59	98.3%
茨城県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	32	31	96.9%
	町村	12	12	100.0%
	合計	45	44	97.8%
栃木県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	14	14	100.0%
	町村	11	11	100.0%
	合計	26	26	100.0%
群馬県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	12	12	100.0%
	町村	23	21	91.3%
	合計	36	34	94.4%
埼玉県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	39	37	94.9%
	町村	23	23	100.0%
	合計	64	62	96.9%
千葉県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	36	34	94.4%
	町村	17	17	100.0%
	合計	55	53	96.4%
東京都	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	49	46	93.9%
	町村	13	13	100.0%
	合計	63	60	95.2%
神奈川県	都道府県・政令市	4	4	100.0%
	市区	16	16	100.0%
	町村	14	12	85.7%
	合計	34	32	94.1%
新潟県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	19	19	100.0%
	町村	10	10	100.0%
	合計	31	31	100.0%
富山県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	10	9	90.0%
	町村	5	5	100.0%
	合計	16	15	93.8%
石川県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	11	11	100.0%
	町村	8	8	100.0%
	合計	20	20	100.0%
福井県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	9	9	100.0%
	町村	8	3	37.5%
	合計	18	13	72.2%
山梨県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	13	13	100.0%
	町村	14	12	85.7%
	合計	28	26	92.9%
長野県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	19	19	100.0%
	町村	58	48	82.8%
	合計	78	68	87.2%
岐阜県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	21	20	95.2%
	町村	21	19	90.5%
	合計	43	40	93.0%
静岡県	都道府県・政令市	3	3	100.0%
	市区	21	20	95.2%
	町村	12	10	83.3%
	合計	36	33	91.7%
愛知県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	37	37	100.0%
	町村	16	15	93.8%
	合計	55	54	98.2%
三重県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	14	13	92.9%
	町村	15	15	100.0%
	合計	30	29	96.7%
滋賀県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	13	13	100.0%
	町村	6	6	100.0%
	合計	20	20	100.0%
京都府	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	14	14	100.0%
	町村	11	10	90.9%
	合計	27	26	96.3%
大阪府	都道府県・政令市	3	3	100.0%
	市区	31	30	96.8%
	町村	10	9	90.0%
	合計	44	42	95.5%
兵庫県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	28	28	100.0%
	町村	12	12	100.0%
	合計	42	42	100.0%
奈良県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	12	12	100.0%
	町村	27	23	85.2%
	合計	40	36	90.0%
和歌山県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	9	9	100.0%
	町村	21	20	95.2%
	合計	31	30	96.8%
鳥取県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	4	4	100.0%
	町村	15	14	93.3%
	合計	20	19	95.0%
島根県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	8	8	100.0%
	町村	11	10	90.9%
	合計	20	19	95.0%
岡山県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	14	14	100.0%
	町村	12	9	75.0%
	合計	28	25	89.3%
広島県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	13	12	92.3%
	町村	9	9	100.0%
	合計	24	23	95.8%
山口県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	13	13	100.0%
	町村	6	6	100.0%
	合計	20	20	100.0%
徳島県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	8	8	100.0%
	町村	16	16	100.0%
	合計	25	25	100.0%
香川県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	8	8	100.0%
	町村	9	9	100.0%
	合計	18	18	100.0%
愛媛県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	11	11	100.0%
	町村	9	9	100.0%
	合計	21	21	100.0%
高知県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	11	11	100.0%
	町村	23	23	100.0%
	合計	35	35	100.0%
福岡県	都道府県・政令市	3	3	100.0%
	市区	27	27	100.0%
	町村	31	31	100.0%
	合計	61	61	100.0%
佐賀県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	10	10	100.0%
	町村	10	10	100.0%
	合計	21	21	100.0%
長崎県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	13	12	92.3%
	町村	8	8	100.0%
	合計	22	21	95.5%
熊本県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	市区	13	13	100.0%
	町村	31	31	100.0%
	合計	46	46	100.0%
大分県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	14	14	100.0%
	町村	4	4	100.0%
	合計	19	19	100.0%
宮崎県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	9	8	88.9%
	町村	17	12	70.6%
	合計	27	21	77.8%
鹿児島県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	19	19	100.0%
	町村	24	24	100.0%
	合計	44	44	100.0%
沖縄県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	市区	11	11	100.0%
	町村	30	21	70.0%
	合計	42	33	78.6%
全体	都道府県・政令市	67	67	100.0%
	市区	795	778	97.9%
	町村	926	861	93.0%
	合計	1788	1706	95.4%

2-4. 調査結果の概要

主な設問における今年度の調査結果は以下のようになった。

<グリーン購入>

1. 調達方針策定率

- ・グリーン購入の調達方針を策定している団体の割合は 33.7%（前年度比 2.0%増）であった。

2. 組織的取組率

- ・グリーン購入法の特定調達品目 22 分野のうち 1 分野以上においてグリーン購入に組織的に取り組んでいる（「調達方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」又は「調達方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」と回答したのは、全体の 53.2%（前年度比 1.8%減）であった。
- ・分野別では、最も組織的取組率が高いのは紙類（49.5%）であり、次いで文具類（38.2%）であった。最も低いのは携帯電話（19.8%）で、次いで役務（19.9%）であった。
- ・組織的取組率が最も伸びた分野はゴミ袋等（前年度比 0.6%増）であり、次いで公共工事（前年度比 0.4%増）であった。

3. 調達実績

- ・グリーン購入の調達実績のうち、「80%以上調達している」割合が最も高いのは紙類（20.6%）で、次いで文具類（16.0%）であった。一方、最も低いのは温水器等（1.8%）及び設備（1.8%）であった。
- ・「80%以上調達している」割合が最も伸びた分野は作業手袋（前年度比 0.6%増）で、次いで携帯電話（前年度比 0.3%増）及びエアコン等（前年度比 0.3%増）であった。

<環境配慮契約>

1. 契約方針策定率

- ・環境配慮契約の契約方針を策定している団体の割合は 12.6%（前年度比 1.5%増）であった。

2. 組織的取組率

- ・環境配慮契約法の基本方針で定める 8 類型のうち 1 類型以上において環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」と回答したのは、全体の 23.9%（前年度比 0.0%増減）であった。
- ・類型別では、最も組織的取組率が高いのは電気の供給を受ける契約（17.9%）であり、次いで自動車の購入等に係る契約では 13.1%（前年度比 0.2%減）であった。
- ・組織的取組率が最も伸びた契約類型は電気の供給を受ける契約（前年度比 0.8%増）であった。

3. 契約実績

- ・環境配慮契約の契約実績のうち、「50%以上契約している」割合が最も高いのは電気の供給を受ける契約（26.0%）であった。一方、最も低いのは船舶の調達に係る契約（2.9%）であった。
- ・「50%以上契約している」割合が最も伸びた分野は電気の供給を受ける契約（前年度比 0.9%増）で、次いで船舶の調達に係る契約（前年度比 0.3%増）であった。

3. 調査結果

3-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針

3-1-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針の策定状況（問2-1、2-2）

②環境配慮契約

環境配慮契約の契約方針について、「契約方針を策定している」と回答した割合は12.6%であった。そのうち7.6%は「単独の契約方針を策定」と回答した一方、5.0%は「他の計画に位置づけている」と回答した。団体分類別では、都道府県・政令市の43.3%、市区の82.0%、町村の91.8%が「策定していない」と回答した。環境配慮契約では、電気の供給を受ける契約や建築物の設計に係る契約等、専門的な内容も多いことから、グリーン購入と比較しても、方針策定が進んでいないことが伺える。

一方で、ゼロカーボンシティを表明する地方公共団体を中心に、温室効果ガスを削減する手段として、環境配慮契約の重要性の認識は高まりつつある。環境配慮契約が未実施の地方公共団体は、環境配慮契約に取り組む他の団体の事例を知ることで、環境配慮契約に取り組む意義や期待される効果、具体的な取組手順等の理解を深め、地方公共団体実行計画等で環境配慮契約に取り組むことを位置づけることが有効と考えられる。他団体の事例等を知るには、環境省HPで掲載された取組事例データベースを参考にすのほか、グリーン購入ネットワークが実施する研修会に参加することが考えられる。

表5. 環境配慮契約の契約方針の策定状況（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	契約方針を策定	契約方針を策定		策定していない	無回答
			単独の契約方針を策定	他の計画を契約方針と位置づけ		
全体	1701 100.0	215 12.6	130 7.6	85 5.0	1457 85.4	34 2.0
都道府県・政令市	67 100.0	38 56.7	36 53.7	2 3.0	29 43.3	0 0.0
市区	783 100.0	129 16.6	86 11.1	43 5.5	638 82.0	11 1.4
町村	851 100.0	48 5.5	8 0.9	40 4.6	790 91.8	23 2.7

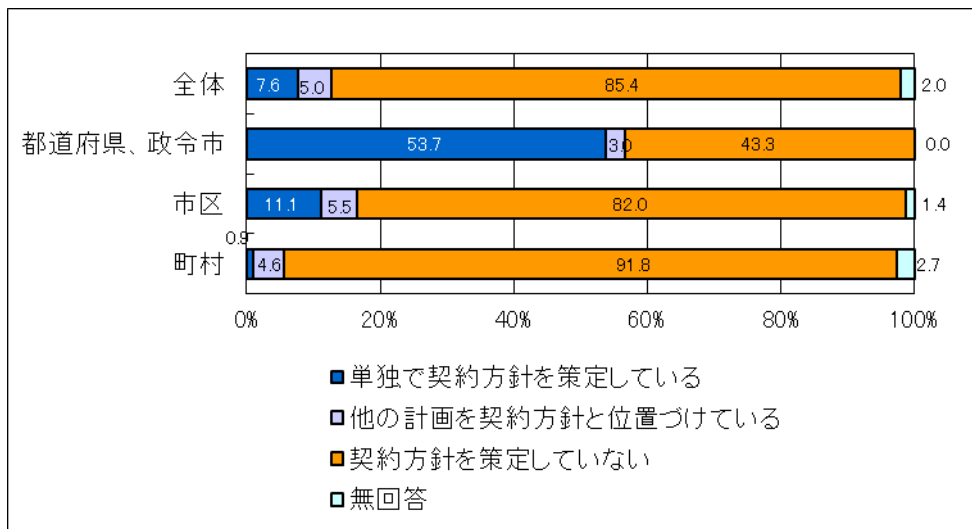


図 2. 環境配慮契約の契約方針の策定状況

3-1-2. 環境基本計画等、他計画の策定状況（問2-3）

① 環境基本計画等、他計画の策定状況及び方針の位置づけ

グリーン購入調達方針及び環境配慮契約方針は、単独で策定するほか、環境基本計画等の他計画の中に必要な内容を盛り込み、方針として位置づけることも可能であり、実際にアンケート調査に回答した団体の20.8%が、他の計画に調達方針・契約方針を位置づけていると回答している。調達方針・契約方針が位置づけられた計画のうち、最も多いのは「地球温暖化防止に資する計画」（79.1%）であり、次いで「環境施策の基本となる計画」（53.0%）であった。

表6. 環境基本計画等、他計画の策定状況（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	特に定めていない	無回答
全体	1706 100.0	904 53.0	280 16.4	1349 79.1	469 27.5	351 20.6	41 2.4	228 13.4	62 3.6
都道府県・政令市	67 100.0	65 97.0	44 65.7	63 94.0	59 88.1	66 98.5	10 14.9	0 0.0	0 0.0
市区	778 100.0	632 81.2	209 26.9	709 91.1	262 33.7	253 32.5	26 3.3	23 3.0	22 2.8
町村	861 100.0	207 24.0	27 3.1	577 67.0	148 17.2	32 3.7	5 0.6	205 23.8	40 4.6

※問2-3は複数回答可につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

グリーン購入を位置づけている計画については、「地球温暖化防止に資する計画」（44.6%）が最も多く、次いで「環境施策の基本となる計画」（23.2%）であった。また「地球温暖化防止に資する計画」と「環境施策の基本となる計画」の両方を策定し、両計画に「グリーン購入に関連する取組を定めている」と回答した団体は265団体であった。

表 7. 環境基本計画等におけるグリーン購入の位置づけ（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	その他	無回答
他計画を1つでも策定していると回答した団体数	1416 100.0	329 23.2	154 10.9	632 44.6	65 4.6	19 1.3	692 48.9
都道府県・政令市	67 100.0	40 59.7	25 37.3	47 70.1	30 44.8	5 7.5	14 20.9
市区	733 100.0	237 32.3	113 15.4	371 50.6	27 3.7	11 1.5	297 40.5
町村	616 100.0	52 8.4	16 2.6	214 34.7	8 1.3	3 0.5	381 61.9

※問 2-3 は複数回答可につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※問 2-3 の調査対象は、他計画を1つでも策定していると回答した団体（計 1,416 団体）である。

環境配慮契約を位置づけている計画については、「地球温暖化防止に資する計画」（17.6%）が最も多く、次いで「環境施策の基本となる計画」（5.9%）であった。

表 8. 環境基本計画等における環境配慮契約の位置づけ（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	無回答
環境基本計画等を1つでも策定していると回答した団体数	1416 100.0	83 5.9	48 3.4	249 17.6	15 1.1	33 2.3	7 0.5	1122 79.2
都道府県・政令市	67 100.0	13 19.4	7 10.4	30 44.8	4 6.0	17 25.4	1 1.5	29 43.3
市区	733 100.0	57 7.8	38 5.2	137 18.7	6 0.8	13 1.8	5 0.7	571 77.9
町村	616 100.0	13 2.1	3 0.5	82 13.3	5 0.8	3 0.5	1 0.2	522 84.7

※問 2-3 は複数回答可につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※問 2-3 の調査対象は、他計画を1つでも策定していると回答した団体（計 1,416 団体）である。

② 他計画の公表状況

環境基本計画等、他計画のうち公表されているものは「地球温暖化防止に資する計画」(59.8%)が最も高く、次いで「環境施策の基本となる計画」(51.6%)、「循環型社会形成に資する計画」(18.3%)であった。

事業者や市民等の協力を得るために、環境基本計画等の積極的な公表により、グリーン購入や環境配慮契約に取り組むことを組織内外へ周知していくことが重要である。

表 9. 環境基本計画等の公表状況（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	無回答	合計
全体	1416 100.0	731 51.6	162 11.4	847 59.8	259 18.3	136 9.6	24 1.7	463 32.7	1416 100.0
都道府県・政令市	67 100.0	57 85.1	33 49.3	52 77.6	48 71.6	44 65.7	6 9.0	9 13.4	67 100.0
市区	733 100.0	533 72.7	119 16.2	523 71.4	168 22.9	88 12.0	16 2.2	145 19.8	733 100.0
町村	616 100.0	141 22.9	10 1.6	272 44.2	43 7.0	4 0.6	2 0.3	309 50.2	616 100.0

※問2-3は複数回答可につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※問2-3の調査対象は、他計画を1つでも策定していると回答した団体（計1,416団体）である。

3-1-3. グリーン購入調達方針及び環境配慮契約方針の策定予定（問2-4）

② 環境配慮契約

環境配慮契約方針を策定していないと回答した 1,457 団体に対し、今後の策定予定を尋ねたところ、16.5%の団体が「今後策定予定」又は「具体的な策定予定はないが今後策定したい」と回答した。一方、市区の 74.3%、町村の 78.5%が「策定予定なし」と回答しており、グリーン購入同様、これらの団体に対し策定を働きかけていくことが重要である。

環境配慮契約についてもグリーン購入と同様、方針の策定を通じて、他の環境施策と環境配慮契約との関連性や、環境配慮契約に取り組む意義や期待される効果、具体的な取組手順等への理解を深めることが重要である。

表 11. 契約方針未策定の団体における今後の方針策定予定
(上段：回答件数（件）、下段：割合（%）)

団体分類	合計	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが今後策定したい	策定予定なし	無回答
全体	1457	7	233	1112	105
	100.0	0.5	16.0	76.3	7.2
都道府県・政令市	29	2	6	18	3
	100.0	6.9	20.7	62.1	10.3
市区	638	3	107	474	54
	100.0	0.5	16.8	74.3	8.5
町村	790	2	120	620	48
	100.0	0.3	15.2	78.5	6.1

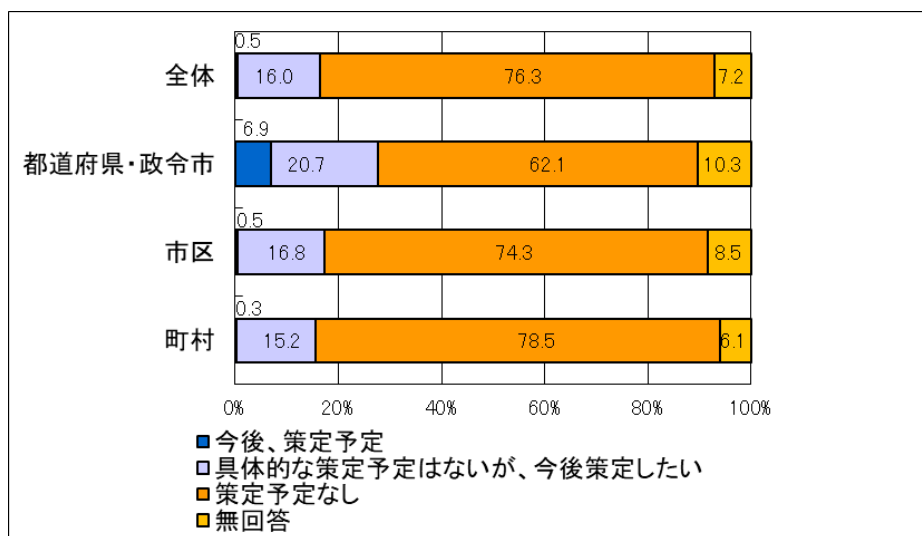


図 4. 契約方針未策定の団体における今後の方針策定予定

3-1-6. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題（問2-7）

単独で契約方針を策定していない団体は、契約方針を策定する際の課題として主に「策定に対応する人員不足」と「策定における参考情報の不足」を挙げた。団体分類別では、都道府県・政令市は「策定に対応する人員不足」と「調達コスト増加の懸念」を課題に挙げる割合が最も高かった。

人員不足について、環境政策に関する多くの業務を担当する中で、基本方針の改定にあわせて契約方針を毎年見直すことへの負担感が大きいと思われる。人員不足や参考情報の不足に対しては、都道府県等、他団体の契約方針を参照することが有効であり、環境省 HP で掲載する取組事例データベースも参考にすることができる。

表 14. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	策定における参考情報の不足	策定に対応する人員不足	調達コスト増加の懸念	環境負荷低減効果が不明	調達担当部局との連携体制の構築	その他	無回答
単独で契約方針を策定していないと回答した団体数	1457 100.0	710 48.7	953 65.4	554 38.0	191 13.1	240 16.5	38 2.6	83 5.7
都道府県・政令市	29 100.0	10 34.5	13 44.8	13 44.8	4 13.8	12 41.4	3 10.3	0 0.0
市区	638 100.0	288 45.1	386 60.5	294 46.1	86 13.5	133 20.8	24 3.8	25 3.9
町村	790 100.0	412 52.2	554 70.1	247 31.3	101 12.8	95 12.0	11 1.4	58 7.3

※問2-7は複数回答可につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※問2-7の調査対象は、「単独で調達方針を策定していない」と回答した団体（計1,457団体）である。

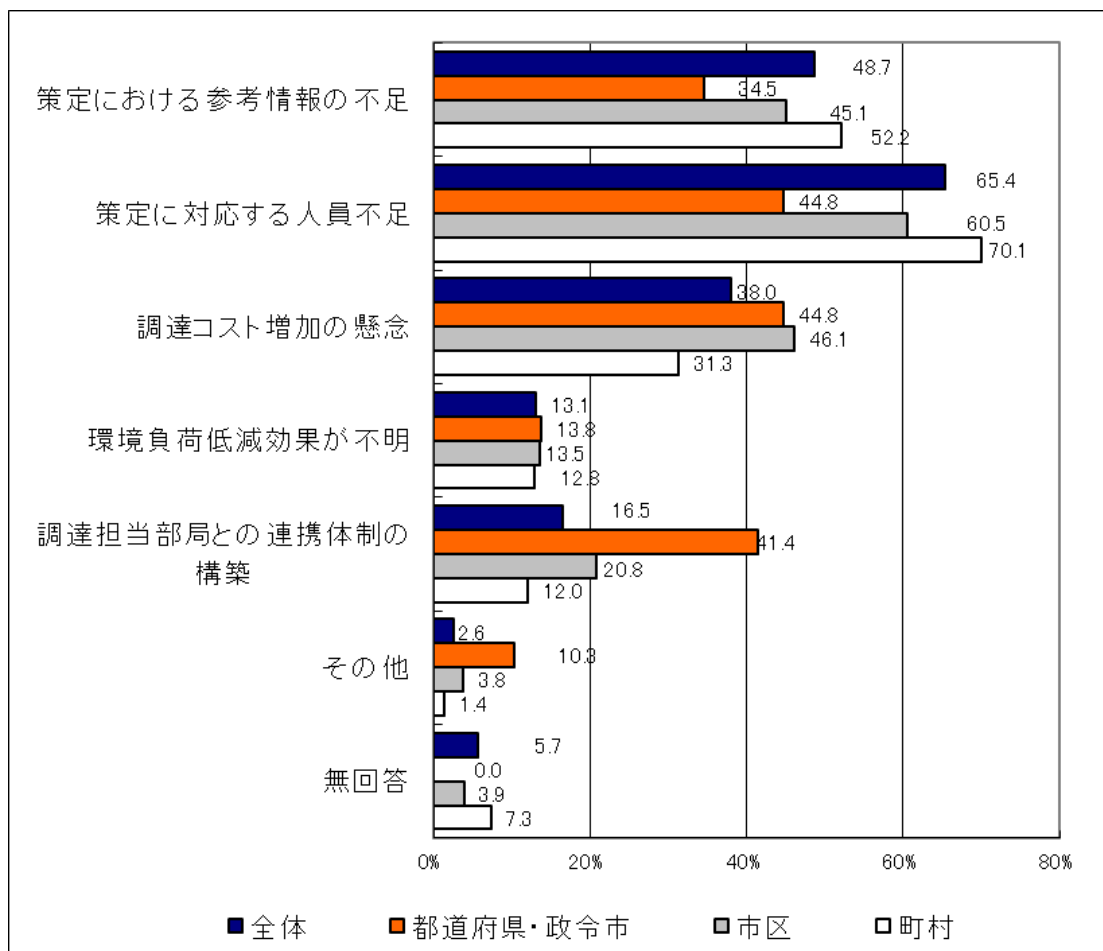


図 7. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題

3-1-7. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援（問2-8）

単独で契約方針を策定していない団体は、契約方針を策定する上で最も必要と思われる国の支援として、「契約方針策定のための手順書やマニュアルの提供」を挙げた。次に「環境配慮契約実施のための仕様書例や入札書式例の提供」が続き、団体分類では、都道府県・政令市は「環境配慮契約の取組による環境負荷低減効果の提示」の割合も高かった。

環境配慮契約方針を新たに策定しようとする際、既存の契約の現状把握や、契約を実施している各課との調整、随意契約をしている場合は一般競争入札へ切り替えることの合意形成を行う等、方針策定の前段階で実施することが多く存在する。また、契約方針の策定には、専門的な知識を必要とするため、評価項目や配点の妥当性、入札仕様書での再生可能エネルギーの割合等、環境要件の指定の仕方等が分からず、方針策定が進まない団体も多くいる。

環境配慮契約方針を策定している多くの地方公共団体は、自らのウェブサイトに契約方針を公表しているが、グリーン購入同様、契約実績の集計書式や手順書、マニュアル、入札仕様書等を公表しているケースは少なく、これから組織的に取組もうとする団体が参考にできる公開情報は多くない。環境省HPにおいて、地方公共団体が環境配慮契約に取り組む際のマニュアルや地方公共団体が作成した集計書式を掲載しており、これらの情報を今後も更新していくことが重要である。

全庁的な理解や合意形成を促すためには、環境配慮契約の取組による環境負荷低減効果や見込みを提示できることも重要なポイントである。環境省が地方公共団体向けに提供する「LAPSS（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）」には、小売電気事業者のCO₂排出係数が盛り込まれており、地方公共団体は、契約した小売電気事業者のCO₂排出係数を入力することで、CO₂排出量を算定することができる。地方公共団体実行計画に環境配慮契約の契約方針を紐づけるとともに、LAPSSを活用し、環境配慮契約を実施したことによるCO₂削減量を試算することで、環境配慮契約を新たに導入したり、環境配慮契約を実施する電力契約を増やしたりする際の関係者との合意形成に活用することができる。

「3-1-7. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題」と合わせて、これらの課題を解決するには、既存の電力契約の現状把握をするための書式や、庁内職員向け説明資料、入札仕様書の具体例、CO₂削減量を試算するツール等、環境配慮契約実施時の作業量の削減や庁内の合意形成につながる参考資料等を提供していくことが重要と考えられる。

表 15. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	契約方針策定のための手順書やマニュアルの提供	環境配慮契約実施のための仕様書例や入札書式例の提供	他の地方公共団体における策定状況の情報提供	契約方針策定に至るまでの作業支援及び専門家の派遣	契約方針策定に関する相談窓口の設置	契約方針策定に関する地方公共団体担当者説明会の実施	環境配慮契約の取組による環境負荷低減効果の提示	その他	無回答
契約方針を策定していないと回答した団体数	1457	1005	604	318	187	63	225	294	30	81
	100.0	69.0	41.5	21.8	12.8	4.3	15.4	20.2	2.1	5.6
都道府県・政令市	29	19	15	4	1	3	3	12	0	0
	100.0	65.5	51.7	13.8	3.4	10.3	10.3	41.4	0.0	0.0
市区	638	445	291	125	85	25	92	153	14	28
	100.0	69.7	45.6	19.6	13.3	3.9	14.4	24.0	2.2	4.4
町村	790	541	298	189	101	35	130	129	16	53
	100.0	68.5	37.7	23.9	12.8	4.4	16.5	16.3	2.0	6.7

※問 2－8 は複数回答可につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※問 2－8 の調査対象は、「単独で調達方針を策定していない」と回答した団体（計 1,457 団体）である。

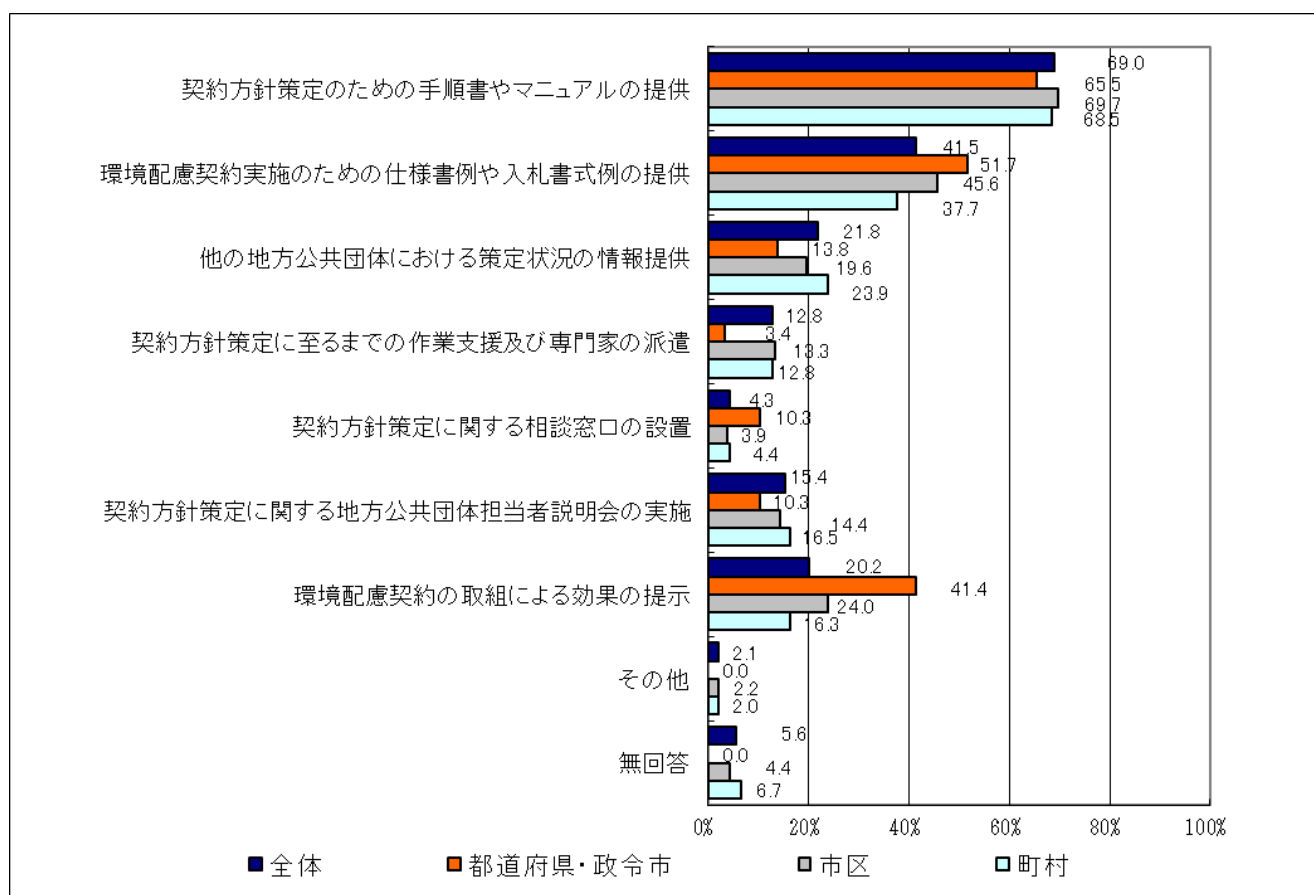


図 8. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援

3-1-8. グリーン購入、環境配慮契約の調達（契約）方針以外の具体的な取組（問2-9）

② 環境配慮契約

環境配慮契約の契約方針策定以外の具体的な取組について、全ての団体分類に係わらず、「各部署へ通知や通達等を送付」（7.1%）が最も多く、次いで「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」（4.8%）であった。全体的に環境配慮契約の実施率が低いことから、市区町村も取り組むことを検討できるように、参考資料の提供や職員への負担を減らす取組の事例等を示すことも必要と考えられる。

環境配慮契約に組織的に取り組む団体では、具体的な取組のうち、「各部署へ通知や通達等を送付」（25.6%）が最も多く、グリーン購入と同様の傾向であった。次いで「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」（20.1%）、「体制や手順を定めて実施」（11.5%）であった。

一方、環境配慮契約に組織的に取り組めていない団体では、「各部署への通知や通達等の送付」が2.6%、「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」が1.3%とほとんどの団体が取り組めていないという結果であった。また、約9割の団体が環境配慮契約に関する具体的な取組を「特に実施していない」と回答しており、グリーン購入と同様の結果であった。

契約方針として組織的に環境配慮契約に取り組むことを文書で規定することの必要性や契約方針の策定方法、具体的な取組方の事例等の周知が必要と考えられる。契約方針の策定方法については、環境省が作成する「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」や新居浜市（愛媛県）が環境省の「グリーン購入及び環境配慮契約の実施のための実務支援事業（令和元年度）」を通じて作成した「環境配慮契約方針（電気供給）策定のための手引書」¹が参考となる。

表 17-1. 環境配慮契約の具体的な取組（全体）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
調査対象団体数	1706	82	50	121	25	21	26	1318	170
	100.0	4.8	2.9	7.1	1.5	1.2	1.5	77.3	10.0
都道府県・政令市	67	16	9	32	3	3	1	17	15
	100.0	23.9	13.4	47.8	4.5	4.5	1.5	25.4	22.4
市区	778	63	35	76	19	17	20	528	97
	100.0	8.1	4.5	9.8	2.4	2.2	2.6	67.9	12.5
町村	861	3	6	13	3	1	5	773	58
	100.0	0.3	0.7	1.5	0.3	0.1	0.6	89.8	6.7

※問2-9は複数回答可につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

¹ 環境配慮契約方針（電気供給）策定のための手引書（令和2年3月、新居浜市環境保全課）
<https://www.env.go.jp/content/000042020.pdf>

表 17-2. 環境配慮契約の具体的な取組（組織的に取り組んでいる団体）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
調査対象団体数	408 100.0	65 15.9	35 8.6	87 21.3	12 2.9	13 3.2	12 2.9	225 55.1	45 11.0
都道府県・政令市	52 100.0	16 30.8	9 17.3	31 59.6	3 5.8	3 5.8	1 1.9	9 17.3	9 17.3
市区	265 100.0	48 18.1	25 9.4	54 20.4	9 3.4	10 3.8	10 3.8	133 50.2	33 12.5
町村	91 100.0	1 1.1	1 1.1	2 2.2	0 0.0	0 0.0	1 1.1	83 91.2	3 3.3

※問 2-9 は複数回答可につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

表 17-3. 環境配慮契約の具体的な取組（組織的に取り組めていない団体）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
調査対象団体数	1298 100.0	17 1.3	15 1.2	34 2.6	13 1.0	8 0.6	14 1.1	1093 84.2	125 9.6
都道府県・政令市	15 100.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 53.3	6 40.0
市区	513 100.0	15 2.9	10 1.9	22 4.3	10 1.9	7 1.4	10 1.9	395 77.0	64 12.5
町村	770 100.0	2 0.3	5 0.6	11 1.4	3 0.4	1 0.1	4 0.5	690 89.6	55 7.1

※問 2-9 は複数回答可につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

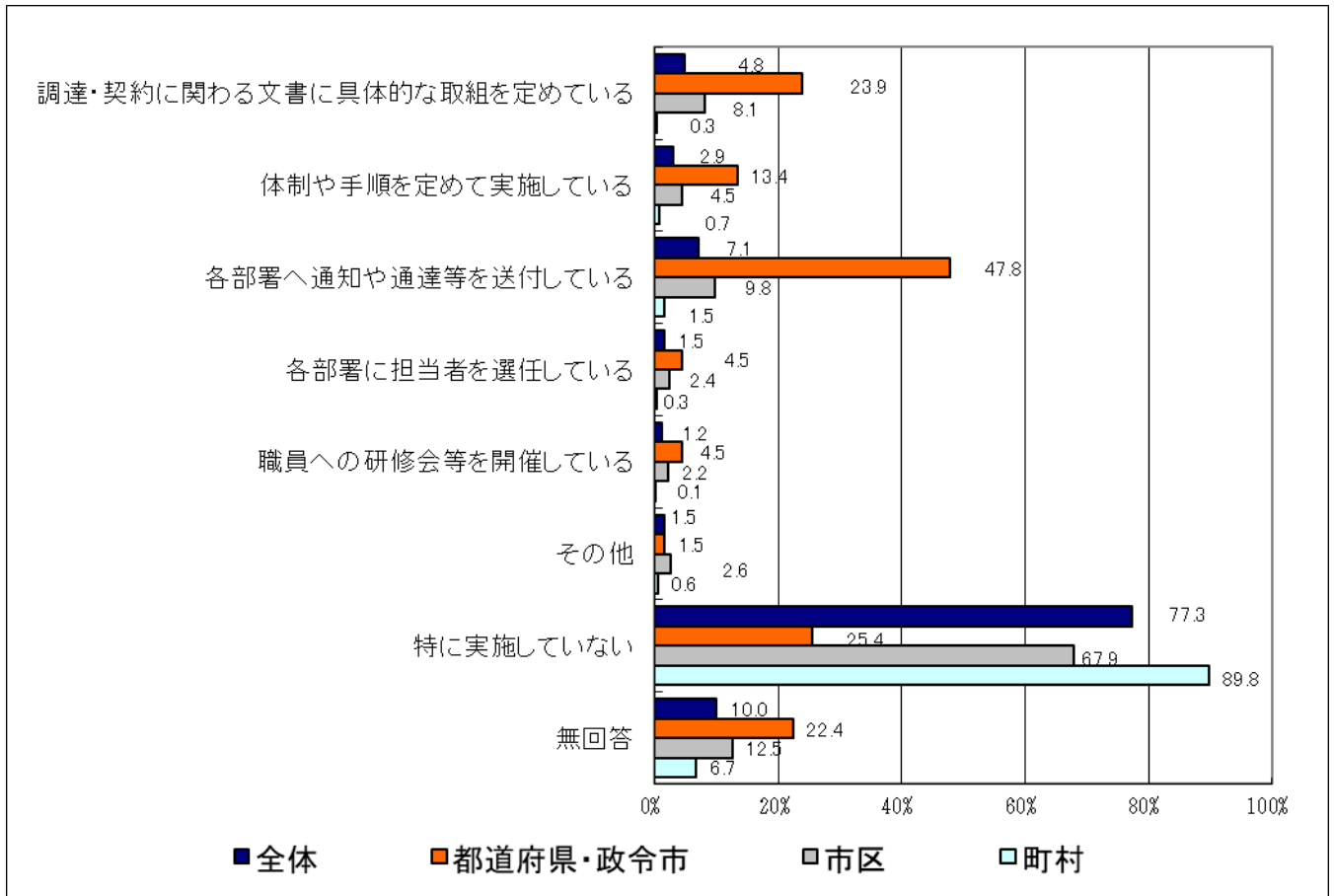


図 10. 環境配慮契約の具体的な取組（全体）

3-1-9. グリーン購入、環境配慮契約の職員への研修会等の実施状況（問2-10）

② 環境配慮契約

職員への環境配慮契約に関する研修会（契約担当者のみが対象の場合も含む）等を開催している団体のうち、「庁内職員が講師として研修等を行っている」（76.2%）が最も多く、次いで「外部講師を招聘し、研修等を行っている」であった。「e-ラーニングをもとに研修等を行っている」のは2団体のみであった。環境配慮契約の研修のために新たにe-ラーニングシステムを導入するのは容易ではないが、既にe-ラーニングシステムを導入している団体は、その活用を促すことも有効である。その際、環境配慮契約の研修に係るコンテンツ作成の負担が減るよう、他団体の研修資料を参考資料として提供することが有効である。

表 19. 環境配慮契約の職員への研修会等の実施状況
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	庁内職員が講師として研修等を行っている	外部講師を招聘し、研修等を行っている	e-ラーニングをもとに研修等を行っている	無回答
全体	21 100.0	16 76.2	3 14.3	2 9.5	1 4.8
都道府県・政令市	3 100.0	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0
市区	17 100.0	13 76.5	3 17.6	1 5.9	0 0.0
町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0

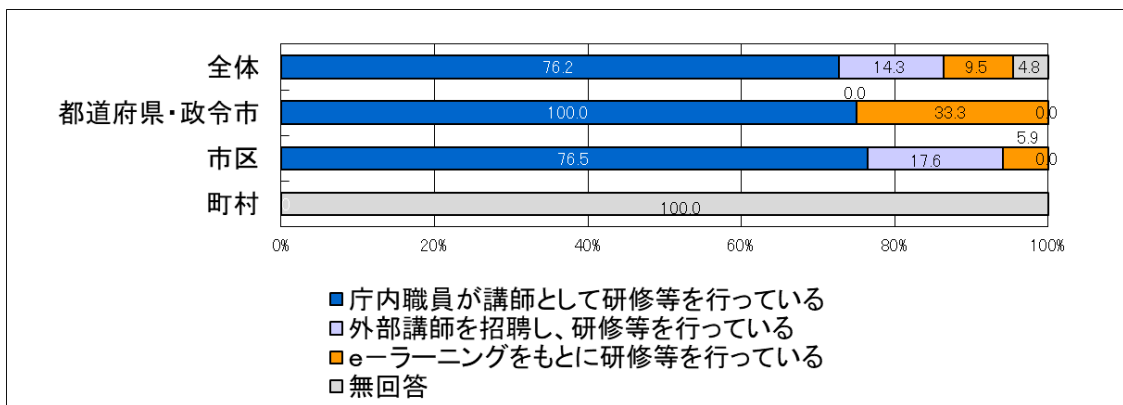


図 12. 環境配慮契約の職員への研修会等の実施状況

3-1-10. グリーン購入において共同調達を推進することへの賛否（問2-11）

共同調達の仕組みをグリーン購入の観点で推進することについて、「賛成」と回答した団体は13.8%、「反対」と回答した団体は1.6%であった。「どちらとも言えない」と回答した団体が約8割と多くを占めており、多くの団体において共同調達を具体的に検討できていないことが示唆された。

これに対しては、共同調達を実施事例や共同調達を実施することによる利点を整理し周知することが有効と考えられる。

表 20. グリーン購入において共同調達を推進することへの賛否
(上段：回答件数（件）、下段：割合（%）)

団体分類	合計	賛成	反対	どちらとも言えない	無回答
全体	1706 100.0	236 13.8	27 1.6	1375 80.6	68 4.0
都道府県・政令市	67 100.0	9 13.4	4 6.0	53 79.1	1 1.5
市区	778 100.0	127 16.3	12 1.5	625 80.3	14 1.8
町村	861 100.0	100 11.6	11 1.3	697 81.0	53 6.2

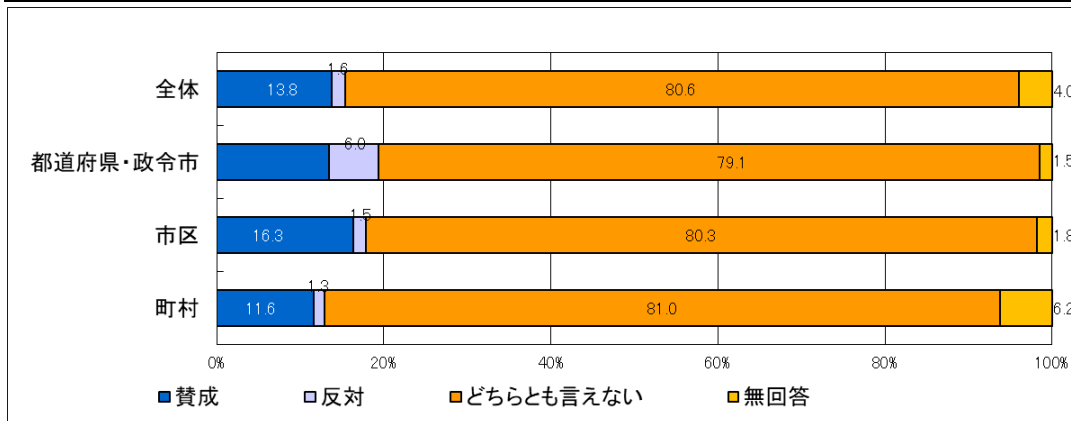


図 13. グリーン購入において共同調達を推進することへの賛否

3-1-11. グリーン購入における共同調達の実施可能性について（問2-12）

「3-1-10. グリーン購入の観点での共同調達の推進（問2-11）」において共同調達の仕組みをグリーン購入の観点で推進することに「賛成」と回答した団体を対象に、グリーン購入法基本方針で定める特定調達品目22分野と環境配慮契約の電気の供給を受ける契約について、「共同調達」の実施可能性について質問した。「実施可能」の割合が最も高い分野は紙類で52.5%であった。紙類について、団体分類別では都道府県・政令市の66.7%、市区では52.8%、町村では51.0%が「実施可能」と回答した。

②③電気の供給を受ける契約（環境配慮契約）

表 43. 「共同調達」の実施可能性（電気の供給を受ける契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	実施可能	実施は難しい	わからない	無回答
全体	236	47	30	154	5
	100.0	19.9	12.7	65.3	2.1
都道府県・政令市	9	1	0	8	0
	100.0	11.1	0.0	88.9	0.0
市区	127	30	16	76	5
	100.0	23.6	12.6	59.8	3.9
町村	100	16	14	70	0
	100.0	16.0	14.0	70.0	0.0

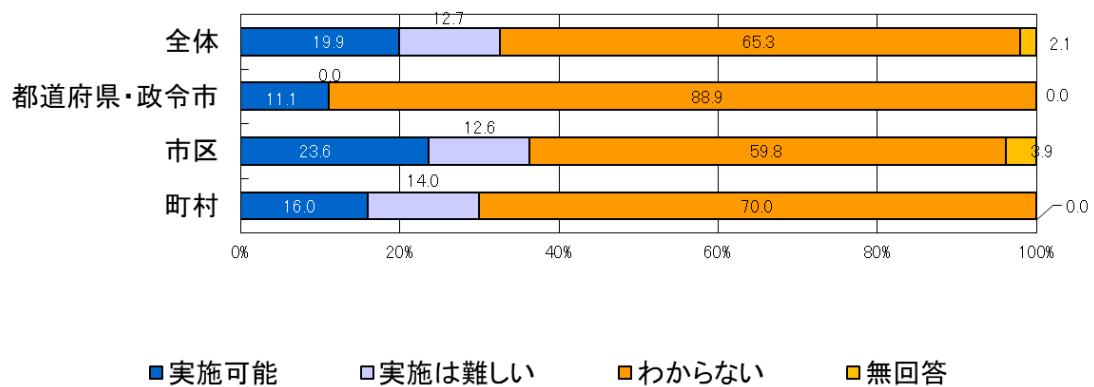


図 36. 「共同調達」の実施可能性（電気の供給を受ける契約）

3-4. 環境配慮契約法に関するアンケート調査

3-4-1. 環境配慮契約の取組状況、契約実績及び実績の公表（問4-1）

3-4-1-1. 団体分類別取組状況（問4-1A）

環境配慮契約の基本方針で定める8つの契約類型のうち1類型以上において環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」）と回答した団体は、23.9%であった。団体分類別では、都道府県・政令市の77.6%、市区の34%、町村の10.5%が組織的にグリーン購入に取り組んでいた。

表 109. 環境配慮契約の取組状況（団体分類別）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

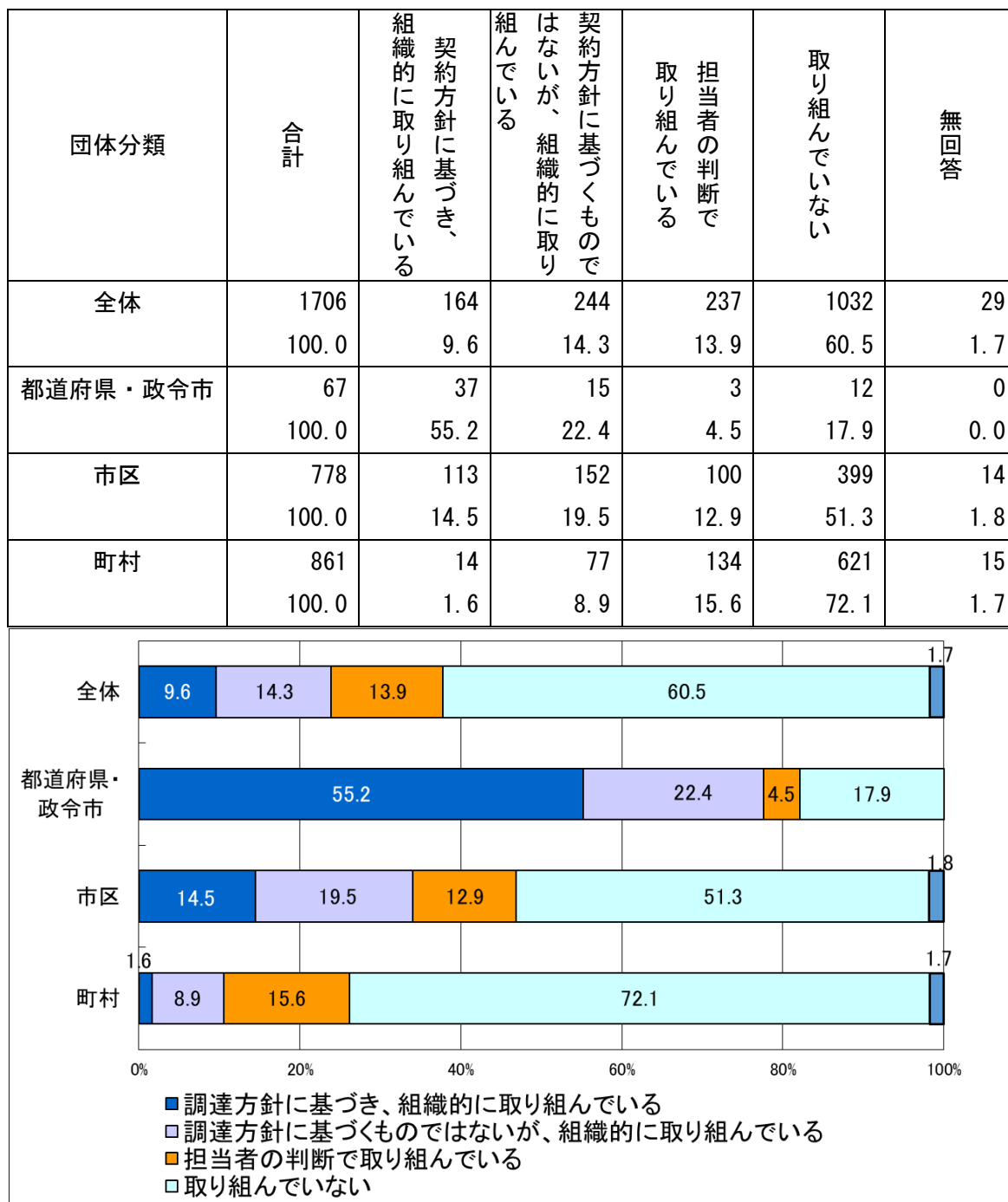


図 88. 環境配慮契約の取組状況（団体分類別）

3-4-1-2. 都道府県別取組状況（問4-1A）

環境配慮契約に関し、「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」団体の割合が50%を超えた都道府県は、東京都であった。「環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる）」と回答した団体の割合が最も高いのは東京都（70.0%）、次いで、神奈川県（55.0%）であった。

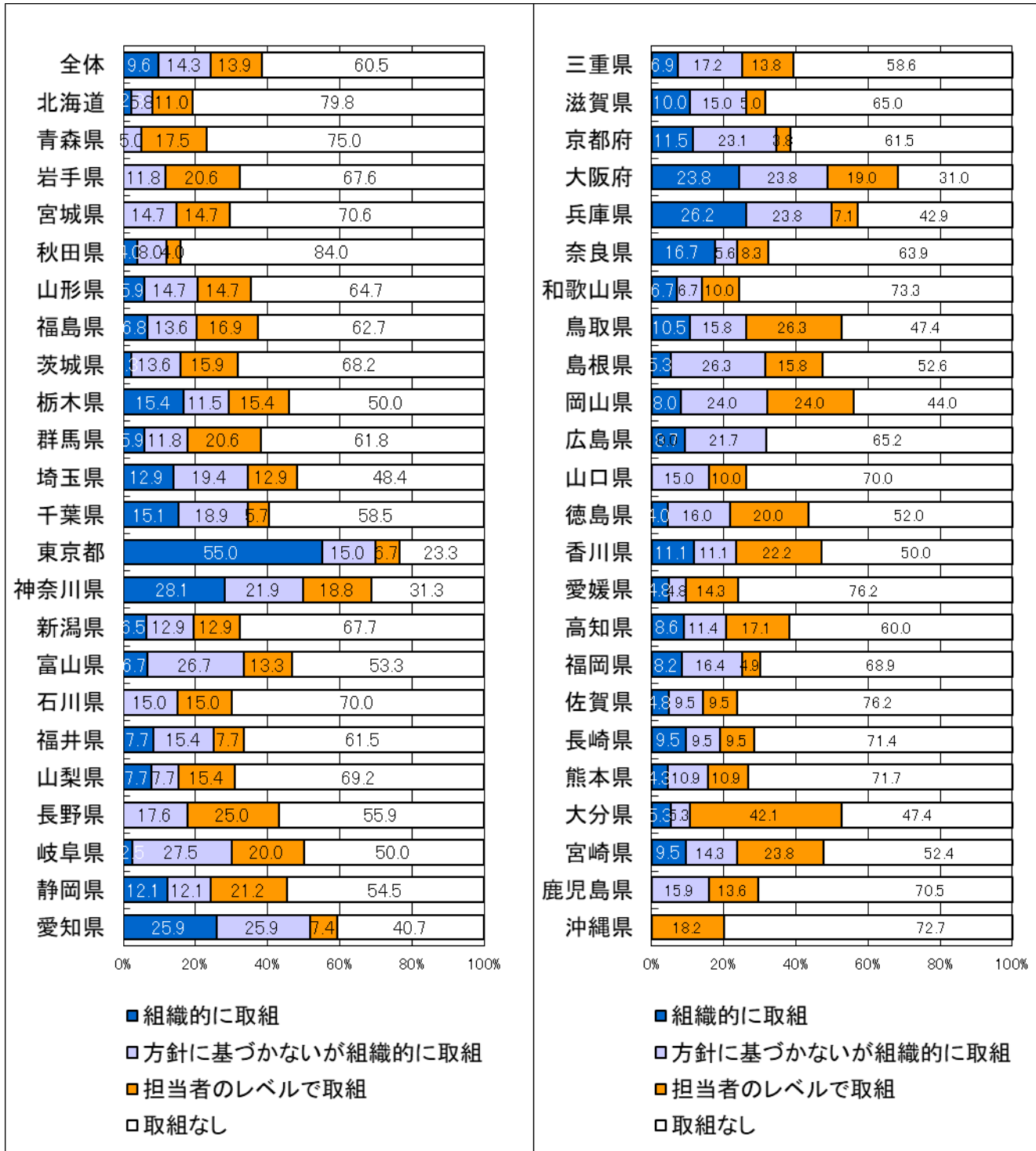


図 89. 環境配慮契約の取組状況（都道府県別）

表 110. 環境配慮契約の取組状況（都道府県別）

No.	都道府県	調査票 送付数	回答数	回答率	組織的 取組率	組織的に取り 組む団体数	組織的に取り組 んでいない 団体数
1	北海道	180	173	96.1%	8.1%	14	159
2	青森県	41	40	97.6%	5.0%	2	38
3	岩手県	34	34	100.0%	11.8%	4	30
4	宮城県	36	34	94.4%	14.7%	5	29
5	秋田県	26	25	96.2%	12.0%	3	22
6	山形県	36	34	94.4%	20.6%	7	27
7	福島県	60	59	98.3%	20.3%	12	47
8	茨城県	45	44	97.8%	15.9%	7	37
9	栃木県	26	26	100.0%	26.9%	7	19
10	群馬県	36	34	94.4%	17.6%	6	28
11	埼玉県	64	62	96.9%	32.3%	20	42
12	千葉県	55	53	96.4%	34.0%	18	35
13	東京都	63	60	95.2%	70.0%	42	18
14	神奈川県	34	32	94.1%	50.0%	16	16
15	新潟県	31	31	100.0%	19.4%	6	25
16	富山県	16	15	93.8%	33.3%	5	10
17	石川県	20	20	100.0%	15.0%	3	17
18	福井県	18	13	72.2%	23.1%	3	10
19	山梨県	28	26	92.9%	15.4%	4	22
20	長野県	78	68	87.2%	17.6%	12	56
21	岐阜県	43	40	93.0%	30.0%	12	28
22	静岡県	36	33	91.7%	24.2%	8	25
23	愛知県	55	54	98.2%	51.9%	28	26
24	三重県	30	29	96.7%	24.1%	7	22
25	滋賀県	20	20	100.0%	25.0%	5	15
26	京都府	27	26	96.3%	34.6%	9	17
27	大阪府	44	42	95.5%	47.6%	20	22
28	兵庫県	42	42	100.0%	50.0%	21	21
29	奈良県	40	36	90.0%	22.2%	8	28
30	和歌山県	31	30	96.8%	13.3%	4	26
31	鳥取県	20	19	95.0%	26.3%	5	14
32	島根県	20	19	95.0%	31.6%	6	13
33	岡山県	28	25	89.3%	32.0%	8	17
34	広島県	24	23	95.8%	30.4%	7	16
35	山口県	20	20	100.0%	15.0%	3	17
36	徳島県	25	25	100.0%	20.0%	5	20
37	香川県	18	18	100.0%	22.2%	4	14
38	愛媛県	21	21	100.0%	9.5%	2	19
39	高知県	35	35	100.0%	20.0%	7	28
40	福岡県	61	61	100.0%	24.6%	15	46
41	佐賀県	21	21	100.0%	14.3%	3	18
42	長崎県	22	21	95.5%	19.0%	4	17
43	熊本県	46	46	100.0%	15.2%	7	39
44	大分県	19	19	100.0%	10.5%	2	17
45	宮崎県	27	21	77.8%	23.8%	5	16
46	鹿児島県	44	44	100.0%	15.9%	7	37
47	沖縄県	42	33	78.6%	0.0%	0	33
	全体	1788	1706	95.4%	23.9%	408	1298

* 組織的取組率は「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」の回答数/調査対象団体数。

3-4-1-3. 職員数別取組状況（問4-1A）

2000名以上の団体では約5割の団体が実施するなど、グリーン購入同様、環境配慮契約の組織的な取組は職員数が多い団体ほど実施率が高い傾向があった。

組織規模の大きい地方公共団体の方が職員数も多く、調達方針等を策定する能力が高い傾向にある一方で、職員数や出先機関等も多いため、全庁的に浸透させることが課題となり得る。一方、職員数の少ない小規模な地方公共団体は、職員数は少なくとも、全庁に周知・浸透させやすい側面もあることから、一部の契約類型のみ環境配慮契約を導入する等、少しずつ取組を進めることが重要である。

表 111. 環境配慮契約の取組状況（職員数別）

職員数	合計	組方 織針 的に基 づく	組基 織づ 的か に方 ない針 取に 組が	判 断 当 者 の 取 組	取 組 ん で い ない	無 回 答
全体	1706 100.0	164 9.6	244 14.3	237 13.9	1032 60.5	29 1.7
50名以下	65 100.0	0 0.0	3 4.6	11 16.9	48 73.8	3 4.6
51～100名	280 100.0	3 1.1	19 6.8	32 11.4	223 79.6	3 1.1
101～200名	408 100.0	9 2.2	35 8.6	70 17.2	286 70.1	8 2.0
201～500名	484 100.0	26 5.4	93 19.2	62 12.8	296 61.2	7 1.4
501～1,000名	229 100.0	33 14.4	41 17.9	43 18.8	108 47.2	4 1.7
1,001～2,000名	101 100.0	26 25.7	25 24.8	10 9.9	38 37.6	2 2.0
2,001～5,000名	93 100.0	45 48.4	21 22.6	5 5.4	21 22.6	1 1.1
5,001名以上	35 100.0	22 62.9	6 17.1	1 2.9	6 17.1	0 0.0
無回答	11 100.0	0 0.0	1 9.1	3 27.3	6 54.5	1 9.1

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

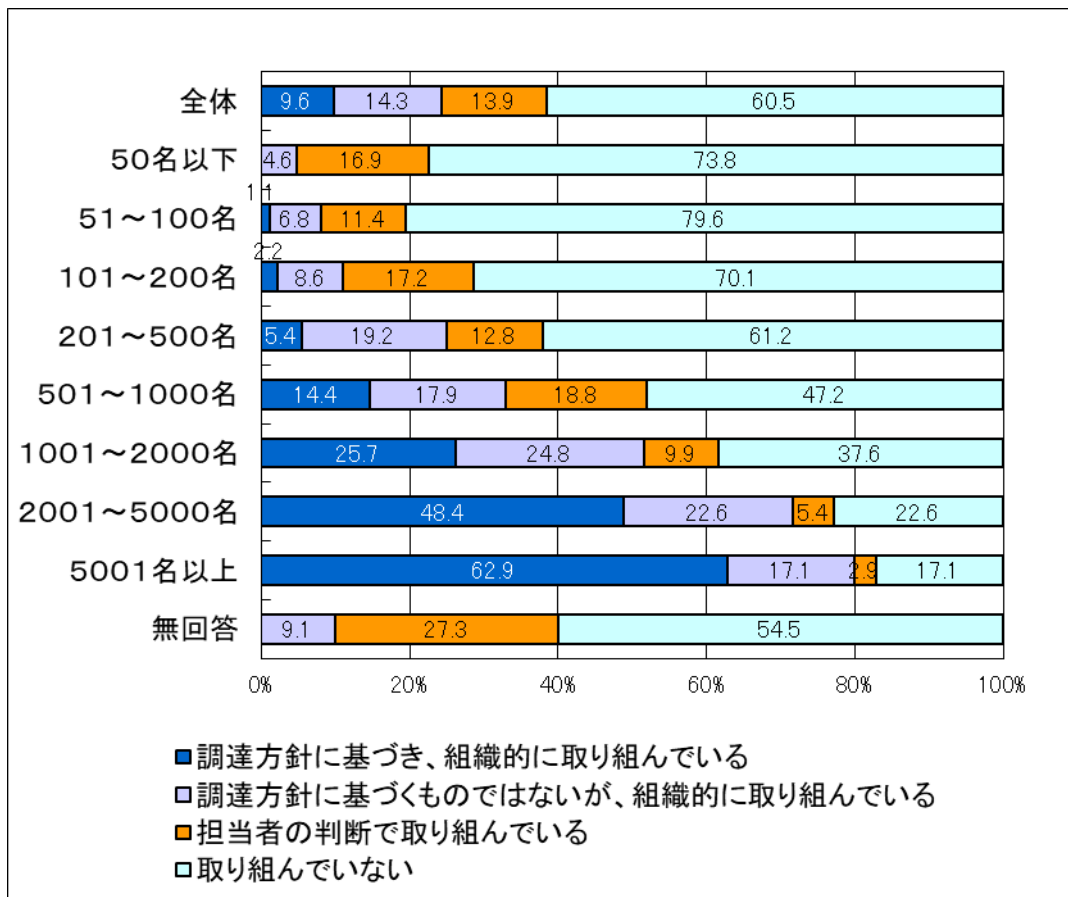


図 90. 環境配慮契約の取組状況（職員数別）

3-4-1-4. 契約類型別取組状況（問4-1A）

環境配慮契約法の契約類型8分野のうち、電気の供給を受ける契約は環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」）団体の割合が最も高い類型（17.9%）であり、次いで、自動車の購入等に係る契約（13.1%）であった。

電気の供給を受ける契約については、数年前、電力価格の高騰により、落札価格の上昇や入札の不調、最低保障供給契約への変更となるケースが多く見られ、その後もリスク回避の観点から随意契約を継続する団体も存在する。環境配慮契約を実施する地方公共団体においても、予定価格を増額したり、複数の電力契約を一つの契約にまとめることでスケールメリットを出したりする等、契約価格の上昇に対応する取組が見られる。地方公共団体からの参考見積の提供を辞退する小売電気事業者がいることも、地方公共団体の担当者にとっては予定価格を作成する上での課題となっているが、入札不調にならないように、小売電気事業者とのコミュニケーションを十分に取りながら入札を実施することが求められる。

表 112. 環境配慮契約の取組状況（契約類型別）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

類型	合計	契約方針等に基づき組織的に取組	契約方針等に基づくものではないが組織的に取組	担当者の判断で取組	取り組んでいない	無回答
電気の供給を受ける契約	1706 100.0	130 7.6	175 10.3	145 8.5	1225 71.8	31 1.8
自動車の購入等に係る契約	1706 100.0	49 2.9	174 10.2	256 15.0	1193 69.9	34 2.0
船舶の調達に係る契約	1706 100.0	1 0.1	14 0.8	89 5.2	1546 90.6	56 3.3
建築物の設計に係る契約	1706 100.0	22 1.3	89 5.2	221 13.0	1336 78.3	38 2.2
建築物の維持管理に係る契約	1706 100.0	15 0.9	72 4.2	228 13.4	1354 79.4	37 2.2
ESCO事業に係る契約	1706 100.0	11 0.6	55 3.2	174 10.2	1421 83.3	45 2.6
その他の省エネ改修に係る契約	1706 100.0	12 0.7	82 4.8	213 12.5	1356 79.5	43 2.5
産業廃棄物の処理に係る契約	1706 100.0	10 0.6	74 4.3	203 11.9	1376 80.7	43 2.5

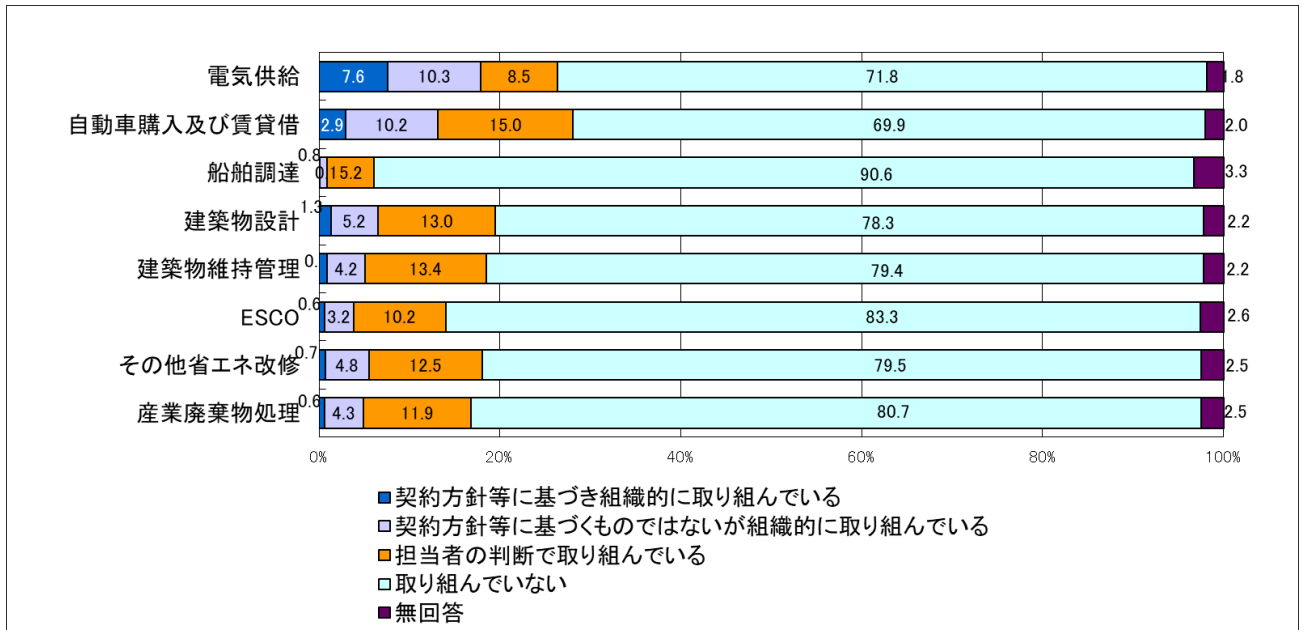


図 91. 環境配慮契約の組織的取組（全体）

①電気の供給を受ける契約

表 113. 環境配慮契約の組織的取組（電気の供給を受ける契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づ くものではないが組織 的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1706 100.0	130 7.6	175 10.3	145 8.5	1225 71.8	31 1.8
都道府県・政令市	67 100.0	35 52.2	11 16.4	2 3.0	19 28.4	0 0.0
市区	778 100.0	90 11.6	110 14.1	64 8.2	500 64.3	14 1.8
町村	861 100.0	5 0.6	54 6.3	79 9.2	706 82.0	17 2.0

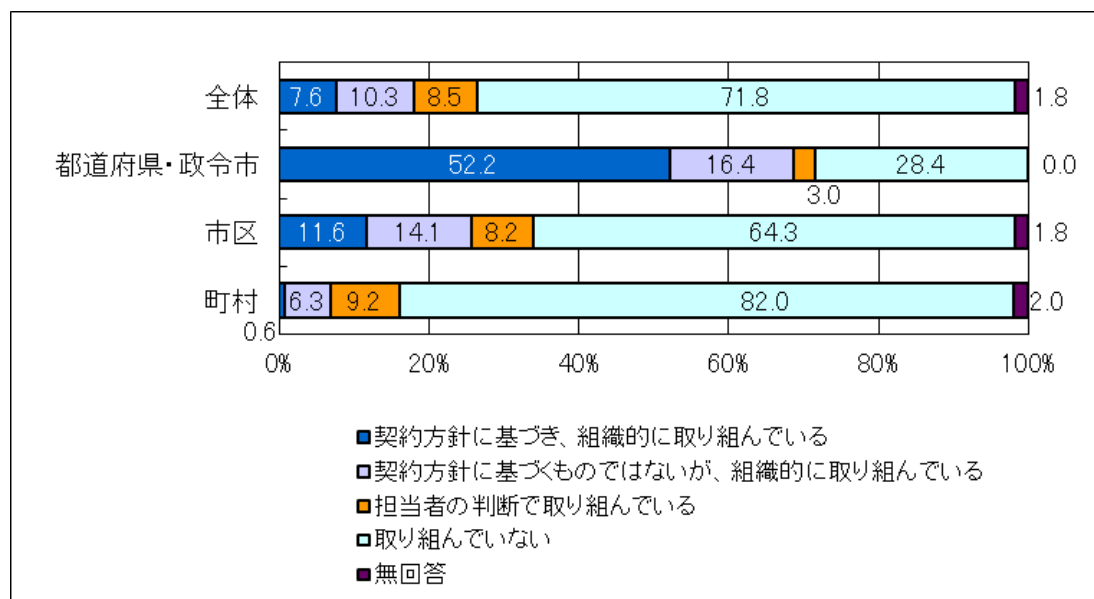


図 92. 環境配慮契約の組織的取組（電気の供給を受ける契約）

②自動車の購入等に係る契約

表 114. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入等に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づ くものではないが、組織 的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1706 100.0	49 2.9	174 10.2	256 15.0	1193 69.9	34 2.0
都道府県・政令市	67 100.0	12 17.9	14 20.9	4 6.0	37 55.2	0 0.0
市区	778 100.0	33 4.2	117 15.0	113 14.5	497 63.9	18 2.3
町村	861 100.0	4 0.5	43 5.0	139 16.1	659 76.5	16 1.9

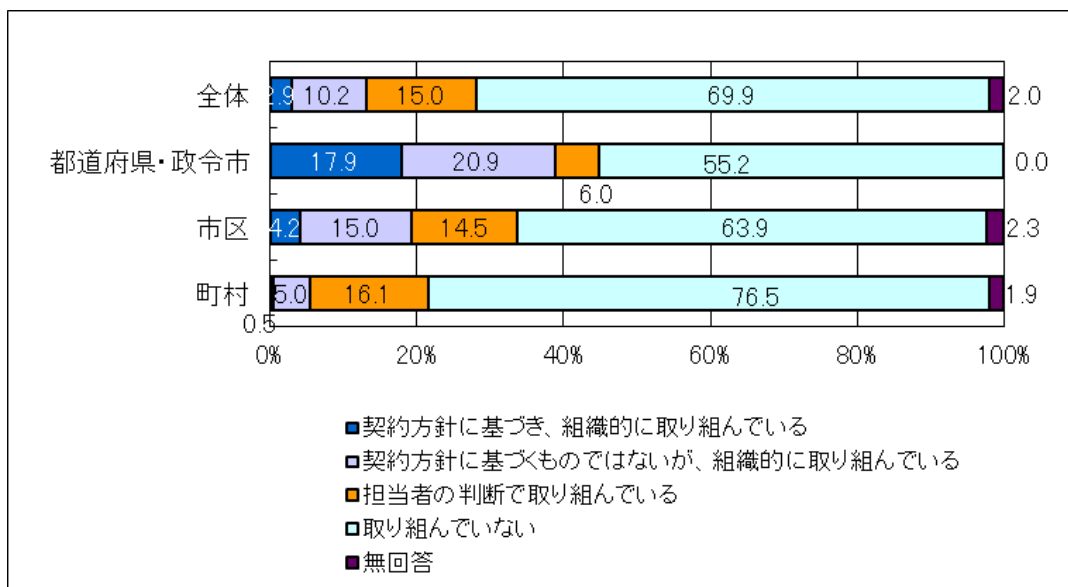


図 93. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入等に係る契約）

③船舶の調達に係る契約

表 115. 環境配慮契約の組織的取組（船舶の調達に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づ くものではないが、組織 的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1706 100.0	1 0.1	14 0.8	89 5.2	1546 90.6	56 3.3
都道府県・政令市	67 100.0	1 1.5	7 10.4	3 4.5	55 82.1	1 1.5
市区	778 100.0	0 0.0	6 0.8	42 5.4	698 89.7	32 4.1
町村	861 100.0	0 0.0	1 0.1	44 5.1	793 92.1	23 2.7

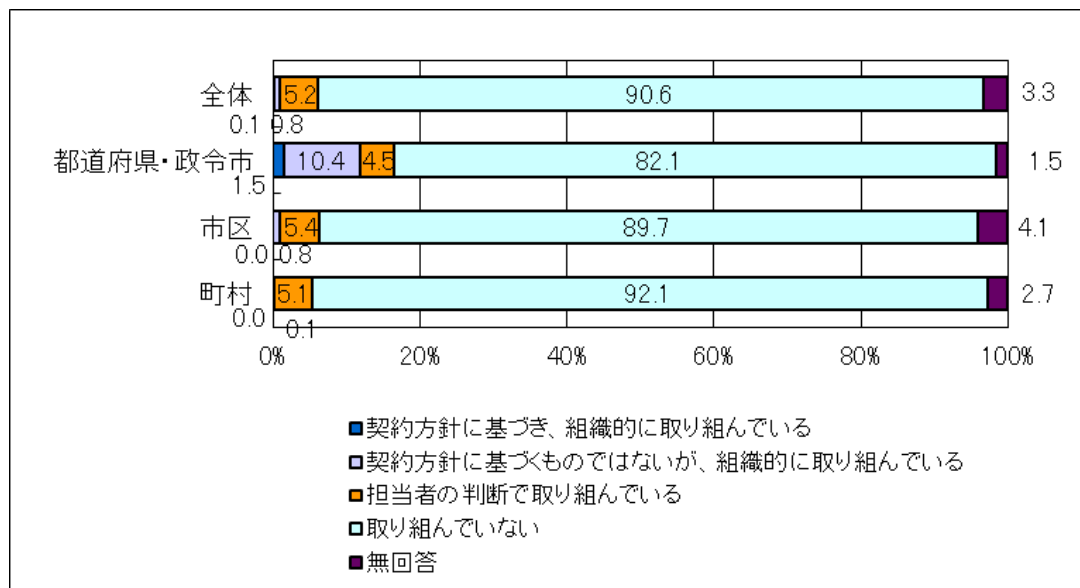


図 94. 環境配慮契約の組織的取組（船舶の調達に係る契約）

④建築物の設計に係る契約

表 116. 環境配慮契約の組織的取組（建築物の設計に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づき ものではないが組織 的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1706 100.0	22 1.3	89 5.2	221 13.0	1336 78.3	38 2.2
都道府県・政令市	67 100.0	5 7.5	13 19.4	5 7.5	43 64.2	1 1.5
市区	778 100.0	13 1.7	62 8.0	112 14.4	571 73.4	20 2.6
町村	861 100.0	4 0.5	14 1.6	104 12.1	722 83.9	17 2.0

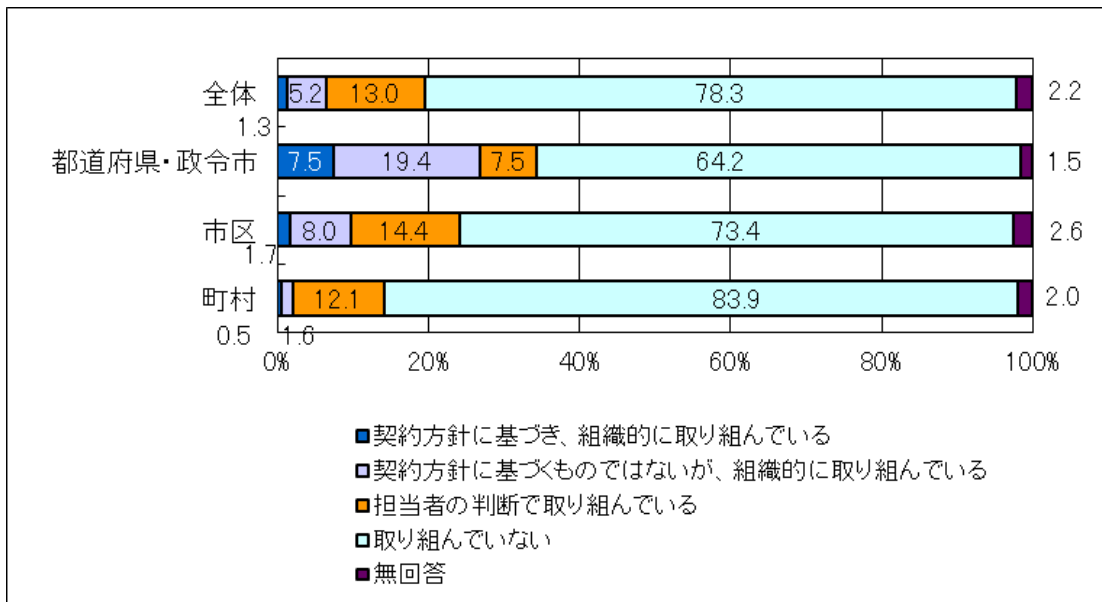


図 95. 環境配慮契約の組織的取組（建築物の設計に係る契約）

⑤建築物の維持管理に係る契約

表 117. 環境配慮契約の組織的取組（建築物の維持管理に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づ くものではないが組織 的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1706 100.0	15 0.9	72 4.2	228 13.4	1354 79.4	37 2.2
都道府県・政令市	67 100.0	2 3.0	8 11.9	5 7.5	51 76.1	1 1.5
市区	778 100.0	9 1.2	48 6.2	117 15.0	584 75.1	20 2.6
町村	861 100.0	4 0.5	16 1.9	106 12.3	719 83.5	16 1.9

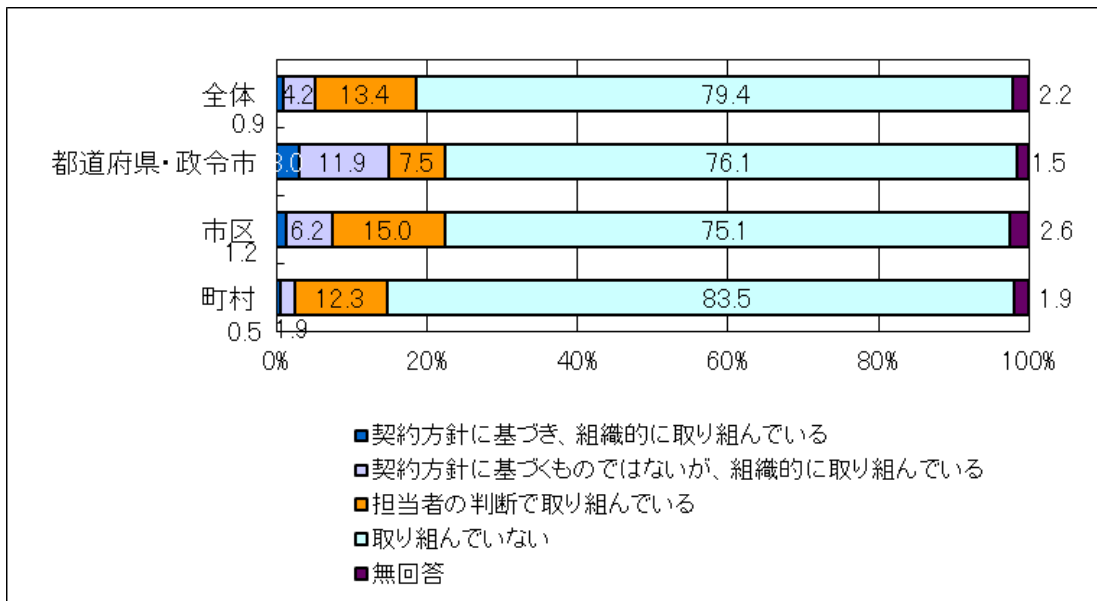


図 96. 環境配慮契約の組織的取組（建築物の維持管理に係る契約）

⑥ E S C O 事業に係る契約

表 118. 環境配慮契約の組織的取組（E S C O 事業に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づ くものではないが、組織 的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1706 100.0	11 0.6	55 3.2	174 10.2	1421 83.3	45 2.6
都道府県・政令市	67 100.0	3 4.5	12 17.9	4 6.0	46 68.7	2 3.0
市区	778 100.0	5 0.6	34 4.4	98 12.6	616 79.2	25 3.2
町村	861 100.0	3 0.3	9 1.0	72 8.4	759 88.2	18 2.1

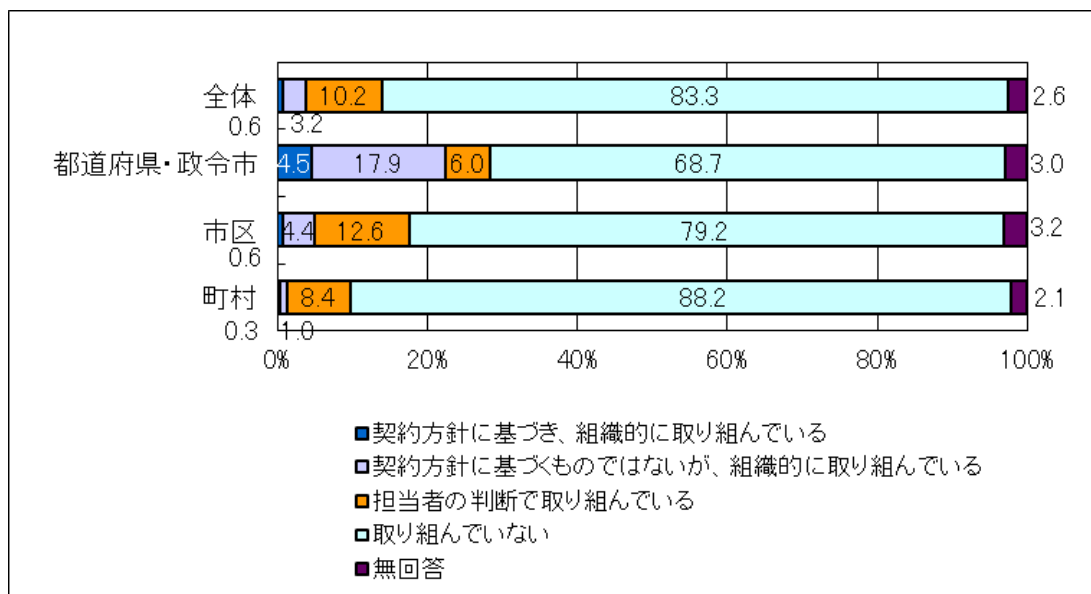


図 97. 環境配慮契約の組織的取組（E S C O 事業に係る契約）

⑦その他の省エネ改修に係る契約

表 119. 環境配慮契約の組織的取組（その他の省エネ改修に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づき ものではないが、組織 的に取り組んでいる	契約方針等に基づき ものではないが、組織 的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1706 100.0	12 0.7	82 4.8	213 12.5	1356 79.5	43 2.5	
都道府県・政令市	67 100.0	2 3.0	10 14.9	6 9.0	48 71.6	1 1.5	
市区	778 100.0	8 1.0	55 7.1	111 14.3	582 74.8	22 2.8	
町村	861 100.0	2 0.2	17 2.0	96 11.1	726 84.3	20 2.3	

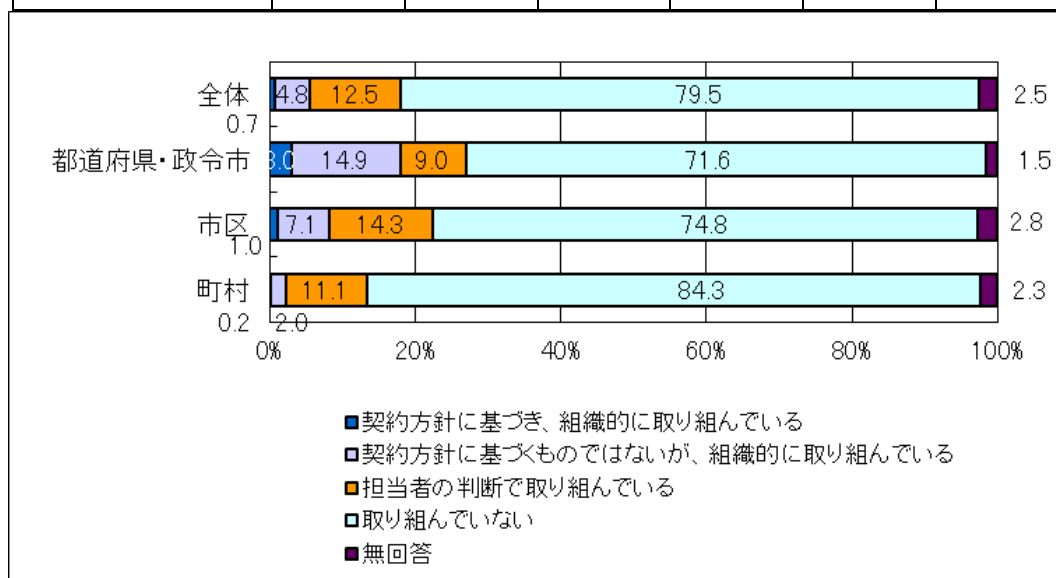


図 98. 環境配慮契約の組織的取組（その他の省エネ改修に係る契約）

⑧産業廃棄物の処理に係る契約

表 120. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物の処理に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づき ものではないが、組織 的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1706 100.0	10 0.6	74 4.3	203 11.9	1376 80.7	43 2.5
都道府県・政令市	67 100.0	4 6.0	10 14.9	6 9.0	46 68.7	1 1.5
市区	778 100.0	5 0.6	47 6.0	101 13.0	601 77.2	24 3.1
町村	861 100.0	1 0.1	17 2.0	96 11.1	729 84.7	18 2.1

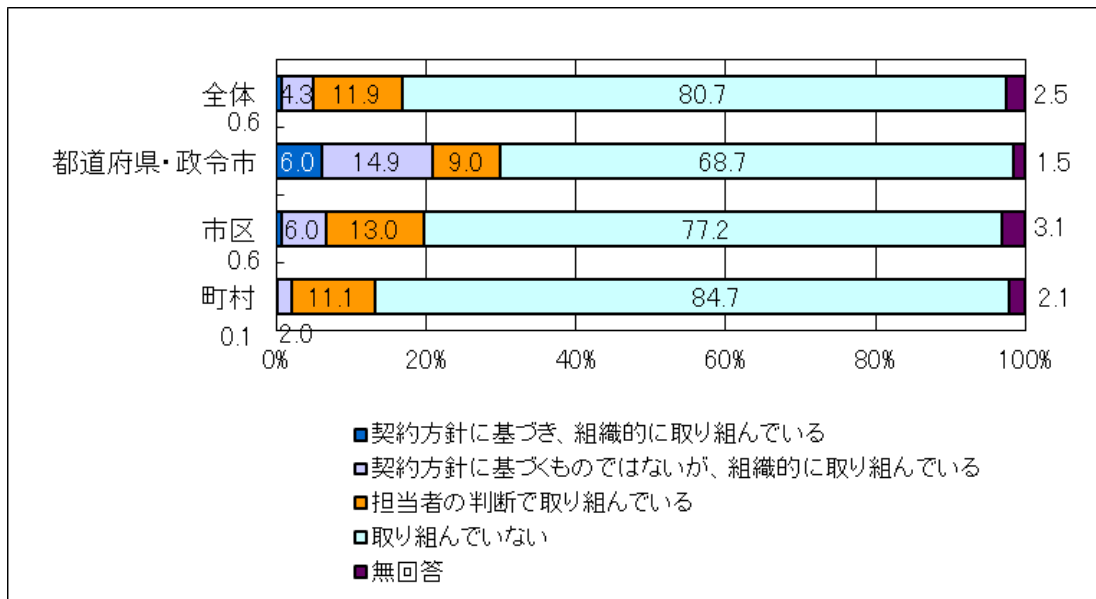


図 99. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物の処理に係る契約）

3-4-1-5. 組織的に取り組む予定がある契約類型（問4-1B）

「3-4-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に組織的に取り組んでいない（「担当者の判断で取り組んでいる」又は「取り組んでいない」）と回答した団体を対象に、今後、組織的に取り組む予定を質問したところ、約9割の団体は、どの契約類型においても取り組む予定がないと回答した。グリーン購入同様、こうした地方公共団体に対し、既に取り組む団体の仕様書等、参考情報の提供などを通して、取組を働きかけることが重要である。

表 121. 組織的に取り組む予定がある契約類型（都道府県・政令市、市区町村 分野別）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	全体	電気の供給を受ける契約	自動車の購入等に係る契約	船舶の調達に係る契約	建築物の設計に係る契約	建築物の維持管理に係る契約	ESCO事業に係る契約	その他の省エネ改修に係る契約	産業廃棄物の処理に係る契約	予定なし
全体	1660 100.0	58 3.5	48 2.9	31 1.9	39 2.3	39 2.3	38 2.3	39 2.3	37 2.2	1567 94.4
都道府県・政令市	62 100.0	1 1.6	0 0.0	1 1.6	1 1.6	0 0.0	0 0.0	2 3.2	2 3.2	57 91.9
市区	754 100.0	33 4.4	22 2.9	11 1.5	16 2.1	17 2.3	20 2.7	19 2.5	17 2.3	702 93.1
町村	844 100.0	24 2.8	26 3.1	19 2.3	22 2.6	22 2.6	18 2.1	18 2.1	18 2.1	808 95.7

※問4-1Bは複数回答可につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである

3-4-1-6. 環境配慮契約の契約実績（問4-1C）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」と回答した団体を対象に、環境配慮契約の実績を尋ねた。契約類型別に見ると、「100%環境配慮契約を実施している」と回答した団体の割合は電気の供給を受ける契約で最も多く、12.9%であった。それ以外の契約類型では、10%を下回っている結果となった。また、電気の供給を受ける契約及び自動車の購入等に係る契約以外の契約類型では、約8割の団体が「環境配慮契約の実績を把握していない」と回答しており、契約実績の把握を支援することも重要である。

① 電気の供給を受ける契約

表 122. 環境配慮契約の契約実績（電気の供給を受ける契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	450 100.0	55 12.2	62 13.8	47 10.4	25 5.6	242 53.8	19 4.2
都道府県・政令市	48 100.0	20 41.7	3 6.3	3 6.3	0 0.0	20 41.7	2 4.2
市区	264 100.0	29 11.0	39 14.8	33 12.5	20 7.6	136 51.5	7 2.7
町村	138 100.0	6 4.3	20 14.5	11 8.0	5 3.6	86 62.3	10 7.2

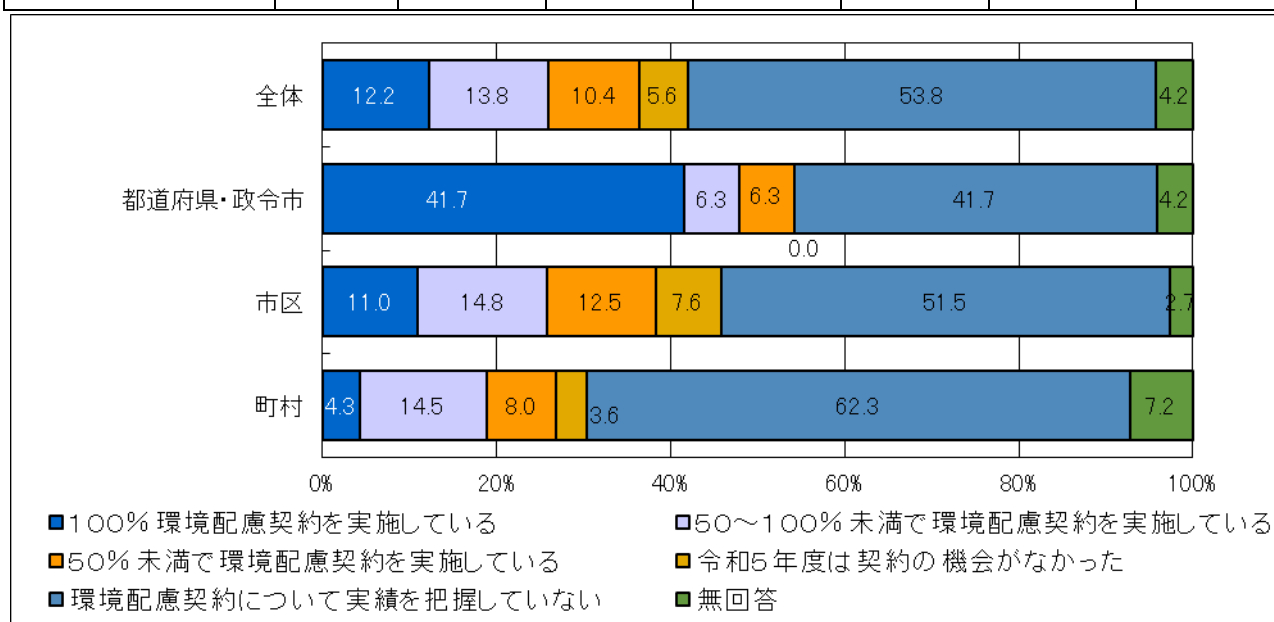


図 100. 環境配慮契約の契約実績（電気の供給を受ける契約）

② 自動車の購入等に係る契約

表 123. 環境配慮契約の契約実績（自動車の購入等に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%~100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	479 100.0	22 4.6	48 10.0	37 7.7	18 3.8	326 68.1	28 5.8
都道府県・政令市	30 100.0	4 13.3	6 20.0	2 6.7	0 0.0	15 50.0	3 10.0
市区	263 100.0	10 3.8	25 9.5	25 9.5	6 2.3	187 71.1	10 3.8
町村	186 100.0	8 4.3	17 9.1	10 5.4	12 6.5	124 66.7	15 8.1

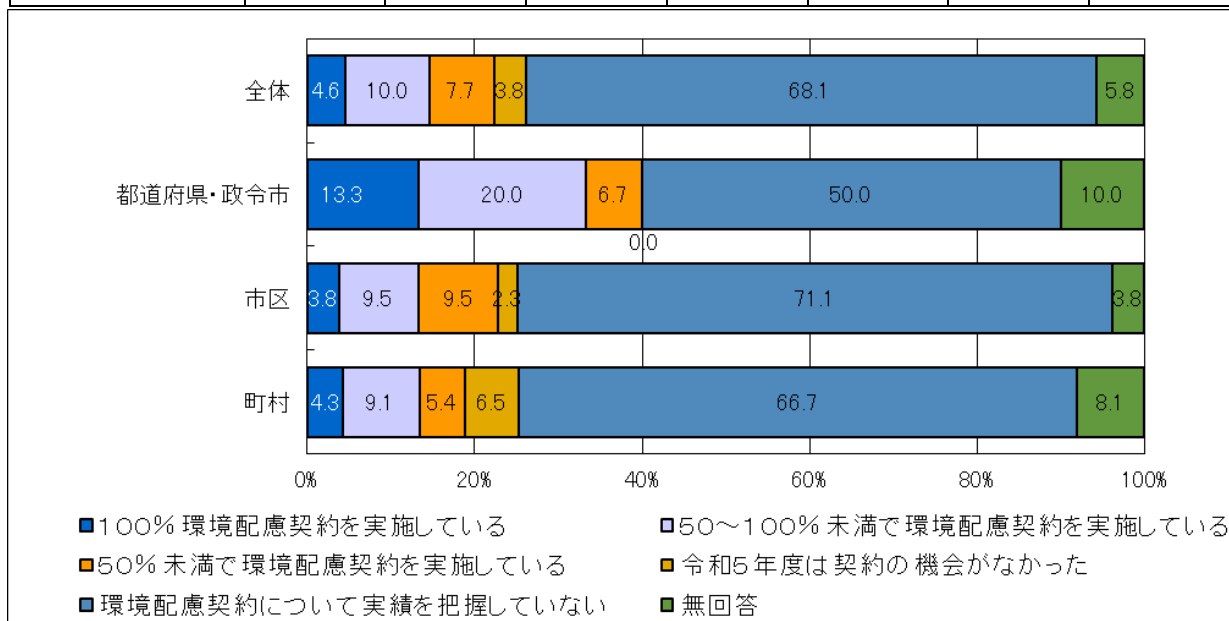


図 101. 環境配慮契約の契約実績（自動車の購入等に係る契約）

③ 船舶の調達に係る契約

表 124. 環境配慮契約の契約実績（船舶の調達に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未滿で環境配慮契約 を実施している	50%未滿で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	104 100.0	1 1.0	2 1.9	0 0.0	9 8.7	88 84.6	4 3.8
都道府県・政令市	11 100.0	1 9.1	1 9.1	0 0.0	2 18.2	6 54.5	1 9.1
市区	48 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 6.3	43 89.6	2 4.2
町村	45 100.0	0 0.0	1 2.2	0 0.0	4 8.9	39 86.7	1 2.2

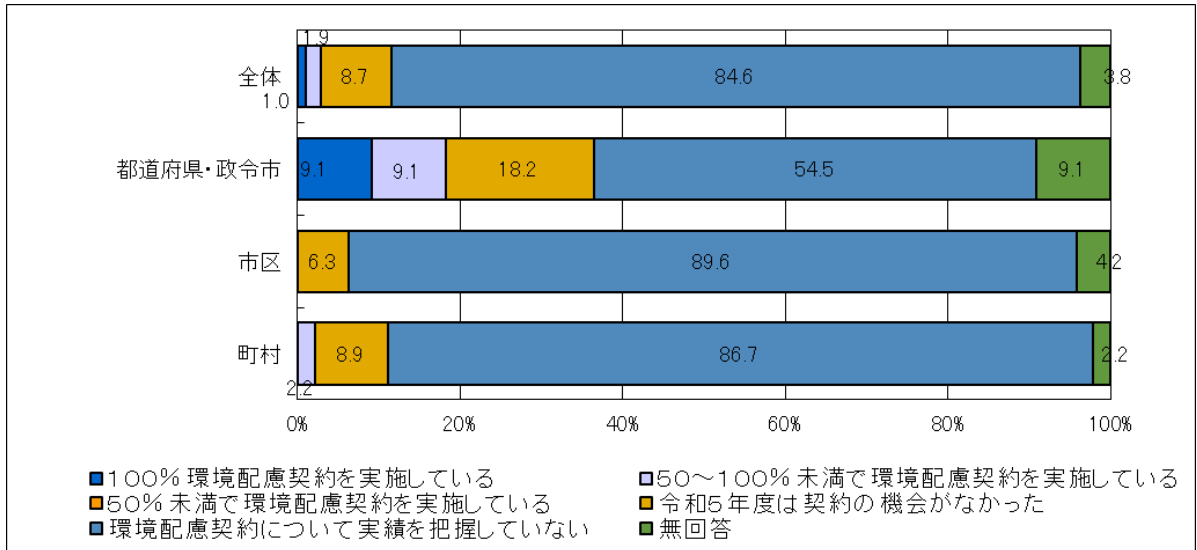


図 102. 環境配慮契約の契約実績（船舶の調達に係る契約）

④ 建築物の設計に係る契約

表 125. 環境配慮契約の契約実績（建築物の設計に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%~100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	332 100.0	7 2.1	12 3.6	11 3.3	9 2.7	278 83.7	15 4.5
都道府県・政令市	23 100.0	4 17.4	0 0.0	2 8.7	0 0.0	16 69.6	1 4.3
市区	187 100.0	1 0.5	10 5.3	3 1.6	4 2.1	160 85.6	9 4.8
町村	122 100.0	2 1.6	2 1.6	6 4.9	5 4.1	102 83.6	5 4.1

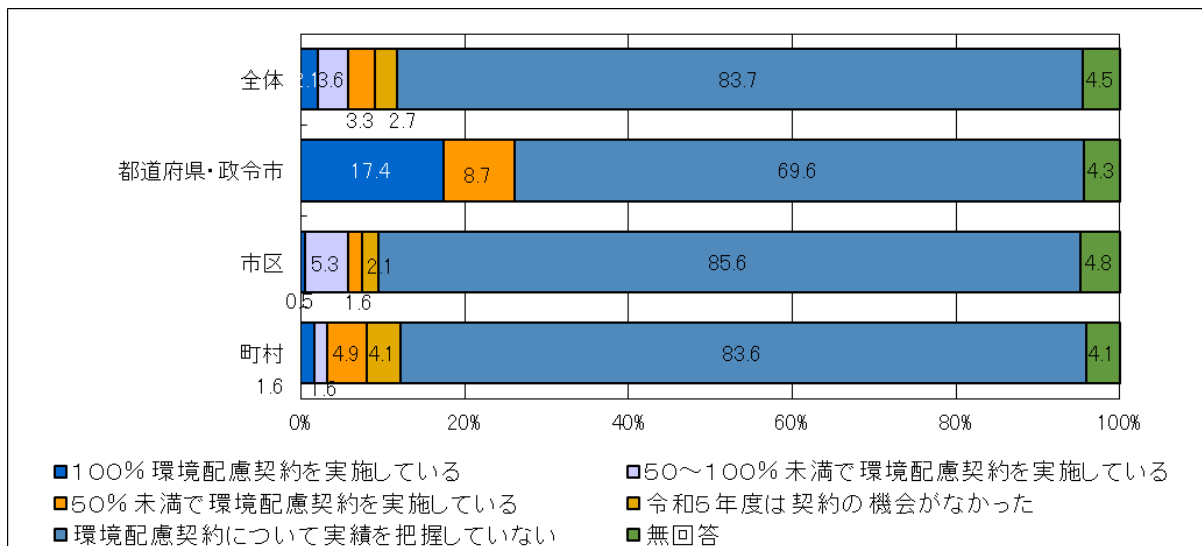


図 103. 環境配慮契約の契約実績（建築物の設計に係る契約）

⑤ 建築物の維持管理に係る契約

表 126. 環境配慮契約の契約実績（建築物の維持管理に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%~100% 未満で環境配慮契約を 実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績を 把握していない	無回答
全体	315 100.0	3 1.0	9 2.9	11 3.5	8 2.5	274 87.0	10 3.2
都道府県・政令市	15 100.0	1 6.7	0 0.0	0 0.0	1 6.7	11 73.3	2 13.3
市区	174 100.0	1 0.6	5 2.9	4 2.3	1 0.6	160 92.0	3 1.7
町村	126 100.0	1 0.8	4 3.2	7 5.6	6 4.8	103 81.7	5 4.0

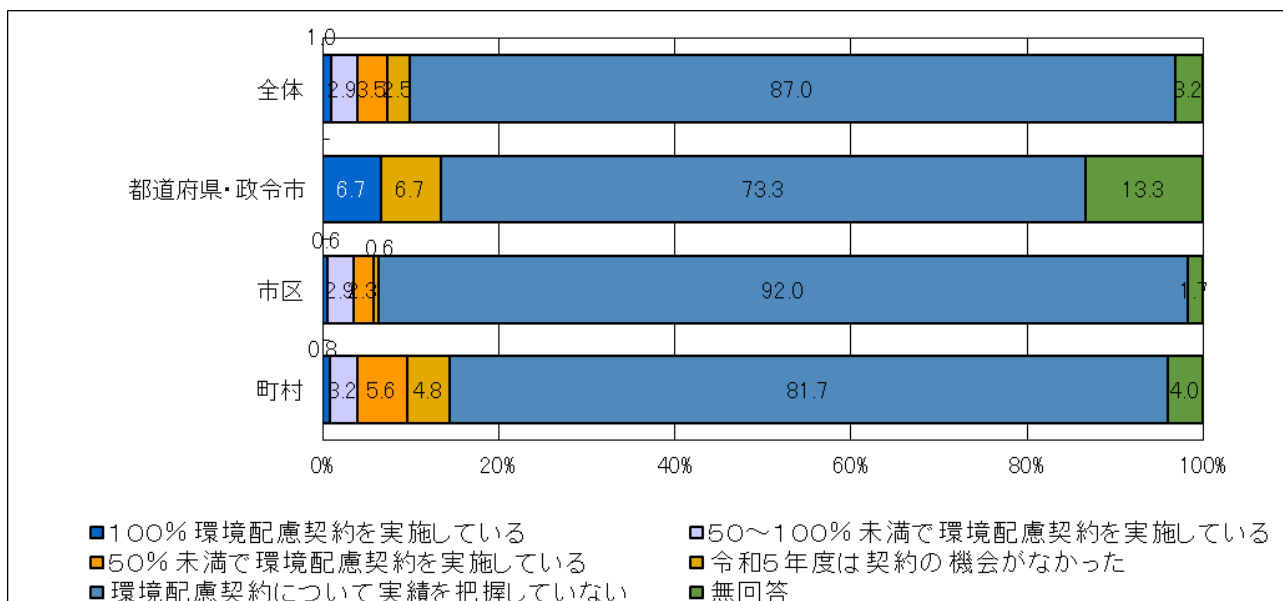


図 104. 環境配慮契約の契約実績（建築物の維持管理に係る契約）

⑥ E S C O事業に係る契約

表 127. 環境配慮契約の契約実績（E S C O事業に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%~100% 未 満で環境配慮契約を 実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績を 把握していない	無回答
全体	240 100.0	8 3.3	2 0.8	8 3.3	15 6.3	197 82.1	10 4.2
都道府県・政令市	19 100.0	4 21.1	0 0.0	0 0.0	2 10.5	11 57.9	2 10.5
市区	137 100.0	2 1.5	1 0.7	5 3.6	9 6.6	116 84.7	4 2.9
町村	84 100.0	2 2.4	1 1.2	3 3.6	4 4.8	70 83.3	4 4.8

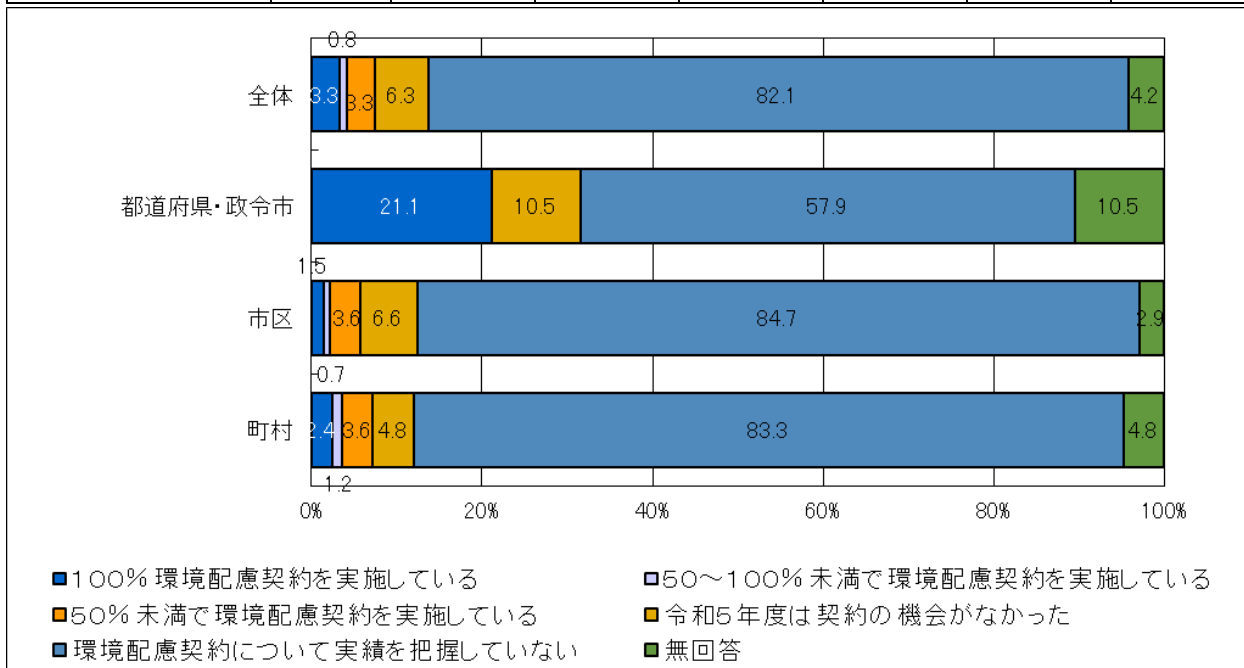


図 105. 環境配慮契約の契約実績（E S C O事業に係る契約）

⑦ その他の省エネ改修に係る契約

表 128. 環境配慮契約の契約実績（その他の省エネ改修に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50～100% 未滿で環境配慮契約 を実施している	50%未滿で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	307 100.0	3 1.0	6 2.0	7 2.3	12 3.9	257 83.7	22 7.2
都道府県・政令市	18 100.0	1 5.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	15 83.3	2 11.1
市区	174 100.0	1 0.6	4 2.3	3 1.7	4 2.3	154 88.5	8 4.6
町村	115 100.0	1 0.9	2 1.7	4 3.5	8 7.0	88 76.5	12 10.4

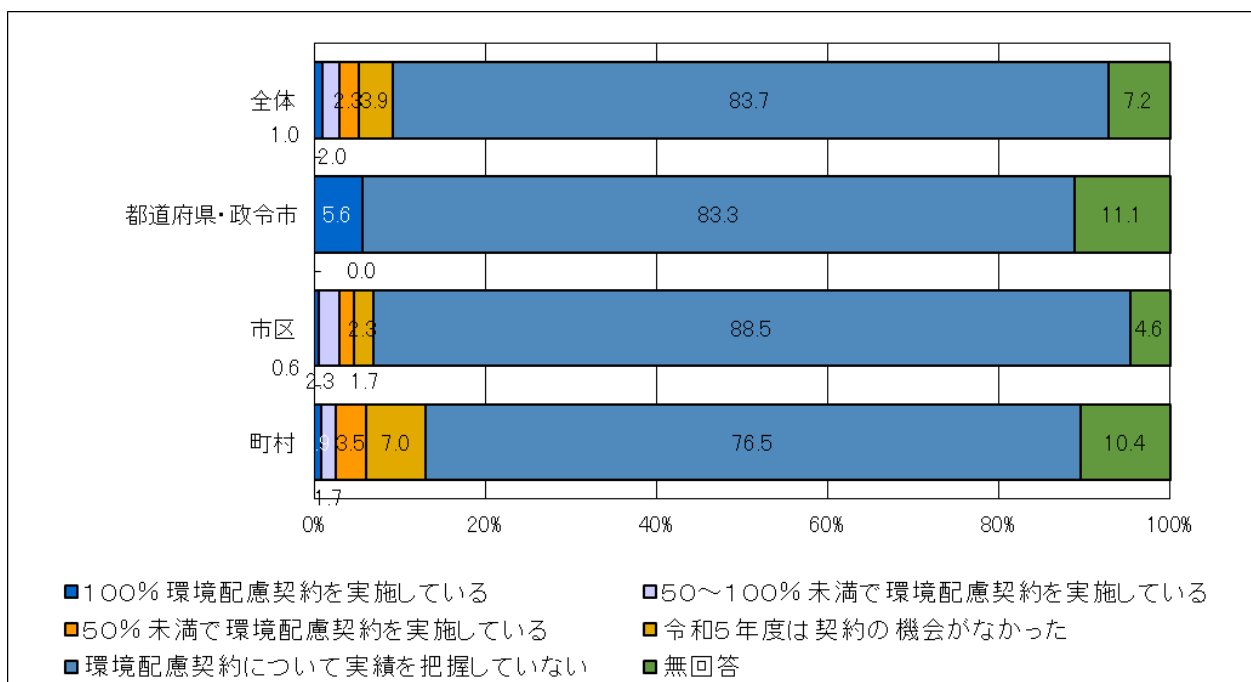


図 106. 環境配慮契約の契約実績（その他の省エネ改修に係る契約）

⑧産業廃棄物の処理に係る契約

表 129. 環境配慮契約の契約実績（産業廃棄物の処理に係る契約）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	287 100.0	5 1.7	12 4.2	8 2.8	11 3.8	242 84.3	9 3.1
都道府県・政令市	20 100.0	1 5.0	1 5.0	3 15.0	0 0.0	13 65.0	2 10.0
市区	153 100.0	1 0.7	7 4.6	1 0.7	2 1.3	140 91.5	2 1.3
町村	114 100.0	3 2.6	4 3.5	4 3.5	9 7.9	89 78.1	5 4.4

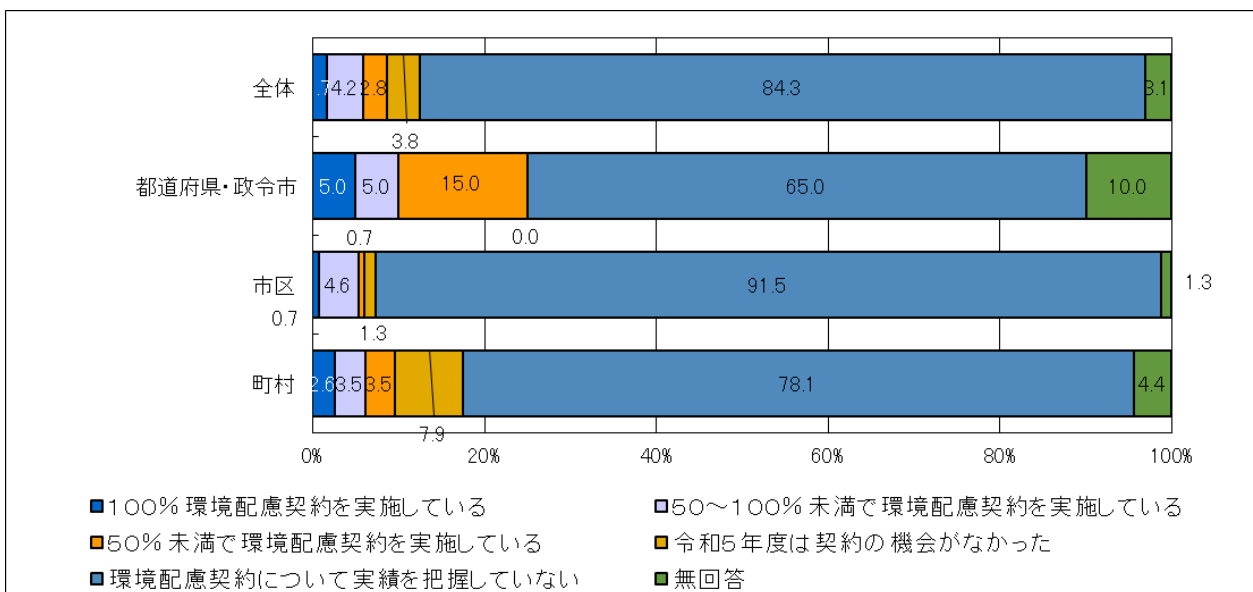


図 107. 環境配慮契約の契約実績（産業廃棄物の処理に係る契約）

3-4-1-7. 環境配慮契約の契約実績の公表（問4-1D）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」と回答した団体を対象に、契約実績の公表状況を尋ねた。契約類型別に見ると、電気の供給を受ける契約が最も公表している団体が多いが、それでも全体の3.3%にとどまった。9割以上の団体が「公表していない」と回答しており、まず契約実績の把握ができていないことが要因とみられる。また、団体分類別に見ると、電気の供給を受ける契約では、都道府県・政令市で14.5%、市区で3.6%、町村では0%であり、団体規模が大きいほど実績に公表にも取り組めており、他の類型でも同様の傾向が見られた。

表 130. 環境配慮契約の契約実績の公表

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	電気の供給を受ける契約	自動車の購入等に係る契約	船舶の調達に係る契約	建築物の設計に係る契約	建築物の維持管理に係る契約	ESCO事業に係る契約	その他の省エネ改修に係る契約	産業廃棄物の処理に係る契約	公表していない
全体	645 100.0	21 3.3	16 2.5	0 0.0	9 1.4	5 0.8	7 1.1	3 0.5	8 1.2	608 94.3
都道府県・政令市	55 100.0	8 14.5	5 9.1	0 0.0	3 5.5	2 3.6	4 7.3	0 0.0	3 5.5	41 74.5
市区	365 100.0	13 3.6	8 2.2	0 0.0	4 1.1	2 0.5	3 0.8	2 0.5	4 1.1	345 94.5
町村	225 100.0	0 0.0	3 1.3	0 0.0	2 0.9	1 0.4	0 0.0	1 0.4	1 0.4	222 98.7

※問4-1Dは複数回答可につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである

3-4-2. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式の評価項目

3-4-2-1. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式の評価項目（問4-2（1））

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」と回答した団体のうち、電気の供給を受ける契約の裾切り方式を導入している評価項目について尋ねた。「環境省が示す評価項目をそのまま採用している」と回答した団体は、全体の19.6%であり、「環境省が示す評価項目と異なる」と回答した団体も同程度（20.6%）であった。

表 131. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式の評価項目
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	環境省が示す評価項目をそのまま採用している	環境省が示す評価項目と異なる	裾切り方式を実施していない	無回答
全体	450	88	94	247	21
	100.0	19.6	20.9	54.9	4.7
都道府県・政令市	48	20	23	5	0
	100.0	41.7	47.9	10.4	0.0
市区	264	56	63	135	10
	100.0	21.2	23.9	51.1	3.8
町村	138	12	8	107	11
	100.0	8.7	5.8	77.5	8.0

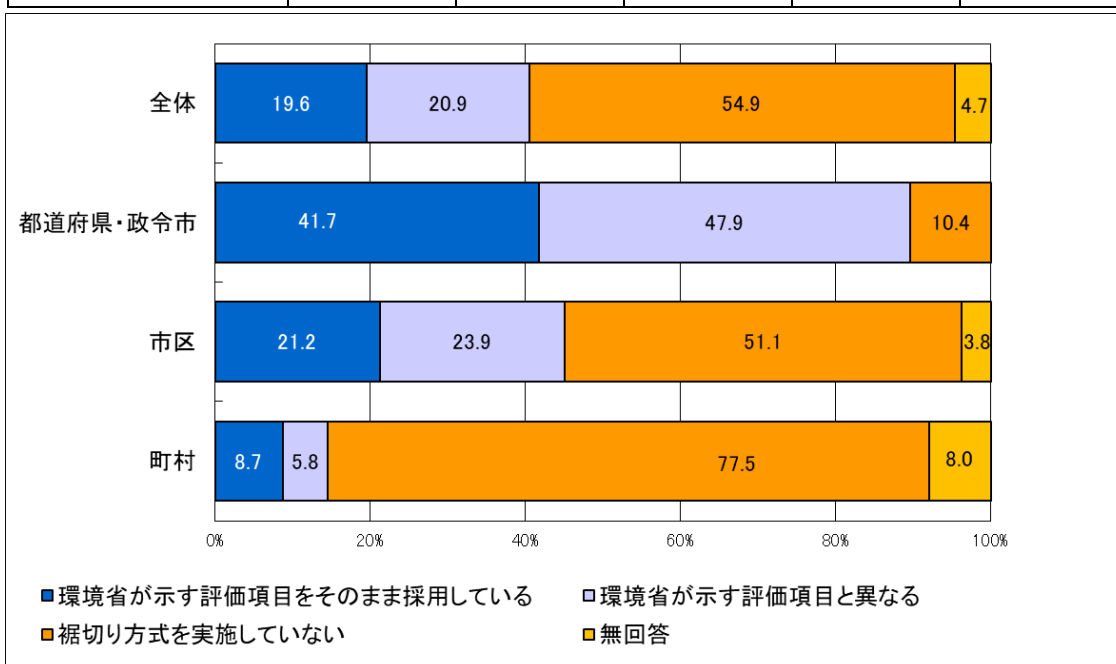


図 108. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式の評価項目

3-4-2-2. 電気の供給を受ける契約の裾切方式における評価項目（問4-2（2））

「3-4-2-1. 電気の供給を受ける契約の裾切り方式に導入している評価項目（問4-2（1））」において、「環境省が示す評価項目と異なる」と回答した団体のうち、設定している評価項目を尋ねたところ、環境省で必須項目としている二酸化炭素排出係数は約8割（80.9%）の団体でも設定されていた。またその他の必須項目である未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況もそれぞれ6、7割の団体が設定しており、比較的国の方針が参考にされているように見受けられる。その他の評価項目を設定している団体は約半数（44.7%）であった。

表 132. 電気の供給を受ける契約の裾切方式における評価項目
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	【必須項目】 二酸化炭素排出係数	【必須項目】 未利用エネルギー活用状況	【必須項目】 再生可能エネルギー導入状況	【加点点目】 需要家に対する 省エネに係る情報提供	【加点点目】 地域における 持続的な再生可能エネルギー の創出・利用に向けた取組	その他の評価項目	無回答
全体	94 100.0	76 80.9	57 60.6	66 70.2	40 42.6	13 13.8	42 44.7	1 1.1
都道府県・政令市	23 100.0	20 87.0	16 69.6	17 73.9	10 43.5	7 30.4	16 69.6	0 0.0
市区	63 100.0	51 81.0	37 58.7	44 69.8	27 42.9	6 9.5	25 39.7	0 0.0
町村	8 100.0	5 62.5	4 50.0	5 62.5	3 37.5	0 0.0	1 12.5	1 12.5

※問4-2（2）は複数回答可につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである

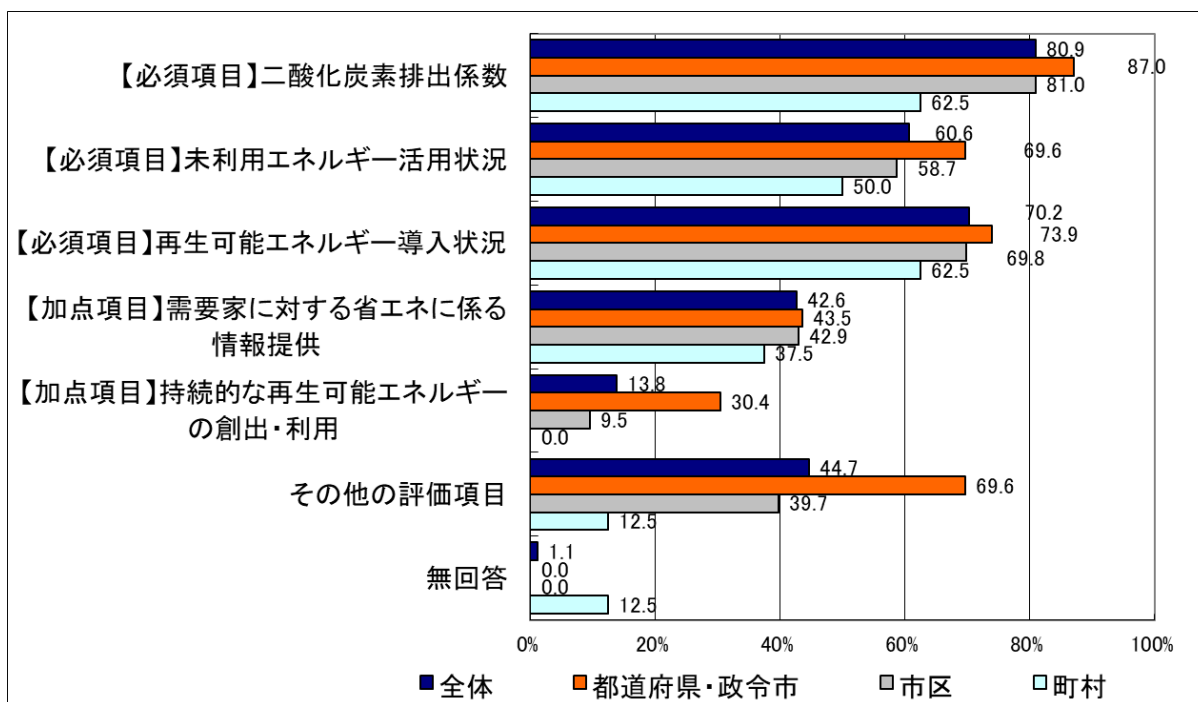


図 109. 電気の供給を受ける契約の裾切方式における評価項目

3-4-3. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式以外の契約方式（問4-3）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体を対象に裾切り方式以外の契約方式を採用しているかを尋ねた。裾切り方式以外で最も採用されていたのは「地元の地域新電力との随意契約」であり、特に団体分類別に見ると最も採用団体数が多いのは市区であり、42の団体が採用していた。「その他」と回答した団体は、随意契約が主に採用されていた。

表 133. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式以外の契約方式
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	全体	総合評価落札方式	公募型プロポーザル	他都市との連携による随意契約	地元の地域新電力との随意契約	その他	裾切り方式以外で実施していない
環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体数	450	8	19	11	66	99	258
	100.0	1.8	4.2	2.4	14.7	22.0	57.3
都道府県・政令市	48	2	2	0	5	3	37
	100.0	4.2	4.2	0.0	10.4	6.3	77.1
市区	264	4	14	6	42	75	131
	100.0	1.5	5.3	2.3	15.9	28.4	49.6
町村	138	2	3	5	19	21	90
	100.0	1.4	2.2	3.6	13.8	15.2	65.2

※問4-3は複数回答可につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

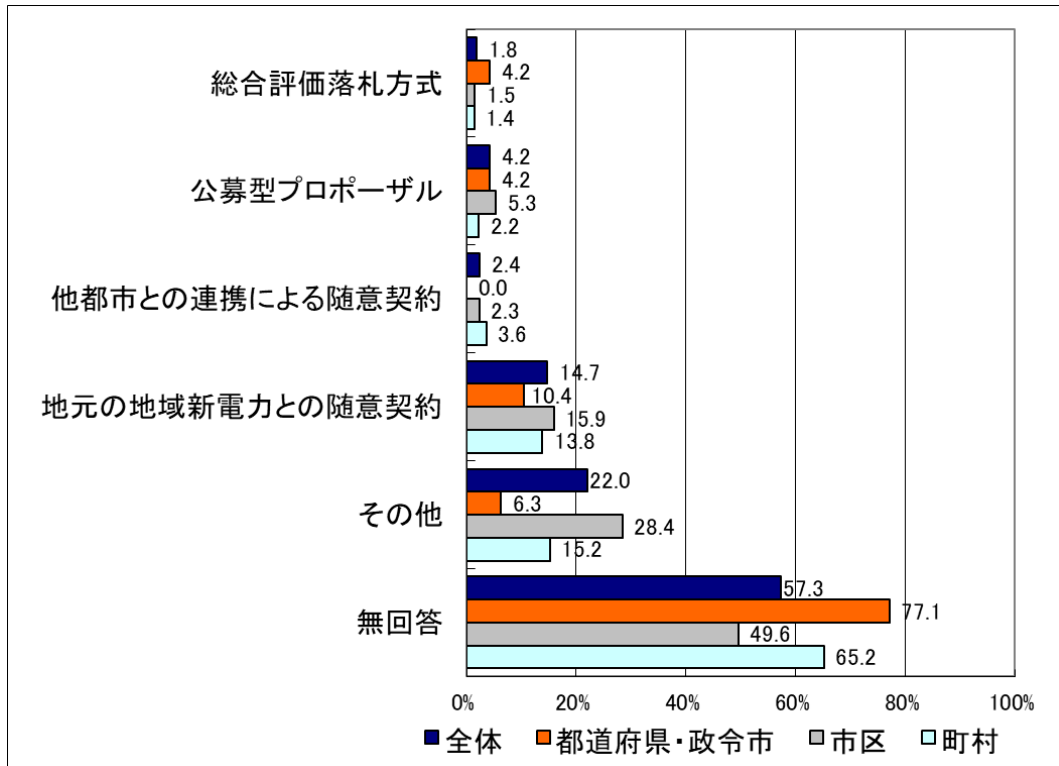


図 110. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式以外の契約方式

3-4-4. 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価項目（問4-4）

「3-4-3. 電気の供給を受ける契約における裾切り方式以外の契約方式（問4-3）」において「総合評価落札方式」と回答した団体を対象に、総合評価落札方式における評価項目を尋ねた。半数である4つの団体で「小売電気事業者としての二酸化炭素排出係数」や「調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合」が採用されていた。

表 134. 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価項目
(上段：回答件数(件)、下段：割合(%))

団体分類	全体	小売電気事業者としての二酸化炭素排出係数	小売電気事業者の再生可能エネルギー導入割合	二酸化炭素排出係数の調達する電力の	再生可能エネルギー電気の割合	調達する再生可能エネルギー電気の種類	再生可能エネルギーの発電地域	その他	無回答
全体	8 100.0	4 50.0	3 37.5	3 37.5	4 50.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5
都道府県・政令市	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
市区	4 100.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0
町村	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0

※問4-4は複数回答可につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

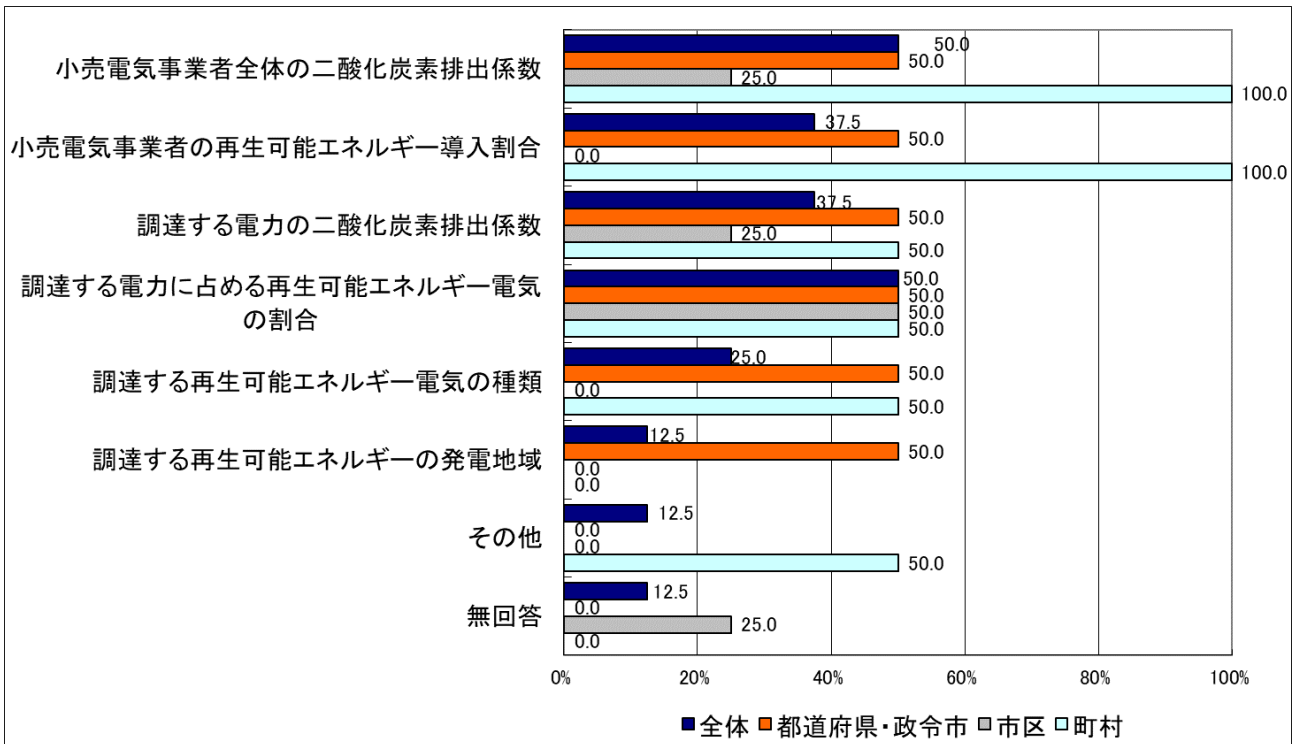


図 111. 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価項目

3-4-5. 電気の供給を受ける契約における仕様書への再エネ比率の記載状況（問4-5（1））

令和5年2月に環境配慮契約法基本方針が変更となり、電気の供給を受ける契約については、「仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記すること」（以下「仕様書への再エネ調達割合の明記」という）とされた。これにより、国等の機関においては、従来の裾切り方式の実施に加え、「仕様書への再エネ調達割合の明記」が環境配慮契約の要件となったが、この「仕様書への再エネ調達割合の明記」について、全ての団体を対象に、組織的に取り組んでいるかどうかを尋ねた。「組織的に取り組んでいる」と回答した団体は、5.2%であり、9割弱の団体では組織的に取り組まれていないという結果であった。団体分類別で見ると、都道府県・政令市は、22.4%が、「組織的に取り組んでいる」と回答した一方、市区では、7.6%、町村では、1.6%であり、環境配慮契約法基本方針の変更について、特に市区町村への普及が必要である。

表 135. 電気の供給を受ける契約における仕様書への再エネ比率の記載状況
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	組織的に取り組んでいる	組織的に取り組んでいない	無回答
全体	1706	88	1471	147
	100.0	5.2	86.2	8.6
都道府県・政令市	67	15	50	2
	100.0	22.4	74.6	3.0
市区	778	59	665	54
	100.0	7.6	85.5	6.9
町村	861	14	756	91
	100.0	1.6	87.8	10.6

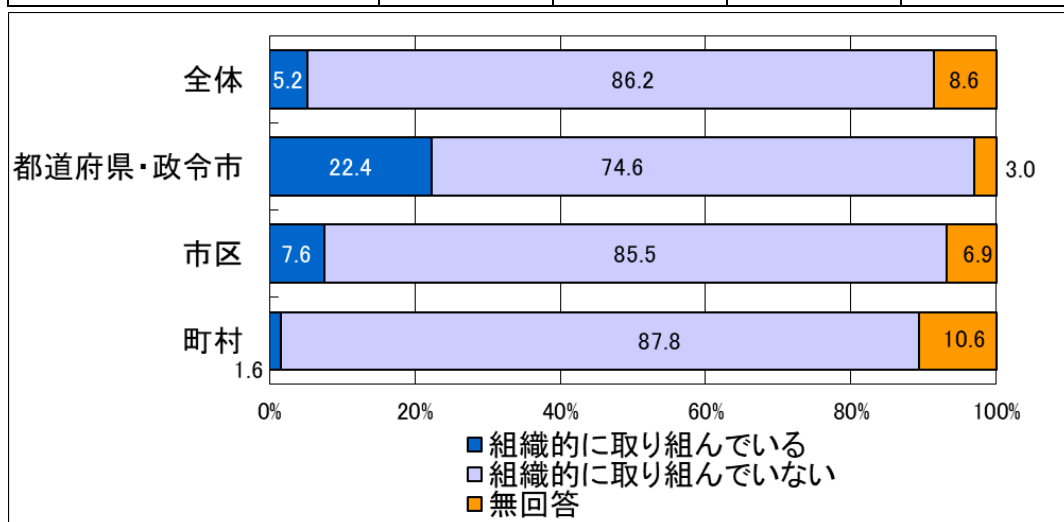


図 112. 電気の供給を受ける契約における仕様書への再エネ比率の記載状況

3-4-6. 電気の供給を受ける契約における仕様書への再エネ比率の記載状況についての組織的取組状況（問4-5（2））

仕様書に記載する調達割合について、国等の機関においては、2030年度60%の目標達成に向けて段階的に引き上げることとしており、環境配慮契約法の基本方針関連資料では、令和6年度契約は35%、令和7年度契約は40%を最低割合として示している。

「3-4-5. 電気の供給を受ける契約における仕様書への再エネ比率の記載状況（問4-5（1））」において組織的に「仕様書等への再エネ調達割合の明記」に取り組んでいると回答した団体のうち、設定している最低割合を質問した。「100%」と回答した団体は38団体であった。また、設定している団体（63団体）の8割以上が、国が示す「40%」以上で設定していた。

表 136. 電気の供給を受ける契約における仕様書に明記する再エネ比率の最低割合
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	未設定	100%	95%	90%	85%	80%	75%	70%	65%	60%
全体	88 100.0	25 28.4	38 43.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 4.5
都道府県・政令市	15 100.0	5 33.3	3 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7
市区	59 100.0	15 25.4	31 52.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 3.4
町村	14 100.0	5 35.7	4 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.1
	55%	50%	45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%
	1 1.1	3 3.4	1 1.1	6 6.8	0 0.0	5 5.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.1	1 1.1
	0 0.0	1 6.7	0 0.0	2 13.3	0 0.0	2 13.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7	0 0.0
	0 0.0	2 3.4	0 0.0	4 6.8	0 0.0	3 5.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	1 7.1	0 0.0	1 7.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.1
	5%未満	無回答									
	0 0.0	3 3.4									
	0 0.0	0 0.0									
	0 0.0	2 3.4									
	0 0.0	1 7.1									

3-4-7. 環境配慮契約に取り組む上での参考資料（問4-6）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」と回答した団体を対象に、環境配慮契約に取り組む上での参考資料を尋ねた、「国の基本方針及びその解説資料」が最も多くの団体で参考とされており、次いで「他の地方公共団体による取組」（25.3%）、「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」（17.5%）であった。都道府県・政令市では、「他の地方公共団体による取組」よりも「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」を参考にしていると回答した団体が多かった。市区町村においては、所在の都道府県・政令市の取組を参考にする場合も多いと考えられる。

表 137. 環境配慮契約に取り組む上での参考資料
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	全体	国の基本方針及びその解説資料	地方公共団体のための環境配慮契約の導入マニュアル	環境配慮契約法取組事例データベース	他の地方公共団体による取組	独自に作成したデータベース	地方公共団体のための取組事例集	その他	無回答
全体	645 100.0	272 42.2	113 17.5	49 7.6	163 25.3	13 2.0	44 6.8	45 7.0	178 27.6
都道府県・政令市	55 100.0	42 76.4	18 32.7	11 20.0	12 21.8	4 7.3	1 1.8	5 9.1	8 14.5
市区	365 100.0	172 47.1	68 18.6	26 7.1	93 25.5	6 1.6	23 6.3	27 7.4	89 24.4
町村	225 100.0	58 25.8	27 12.0	12 5.3	58 25.8	3 1.3	20 8.9	13 5.8	81 36.0

※問4-6は複数回答可につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

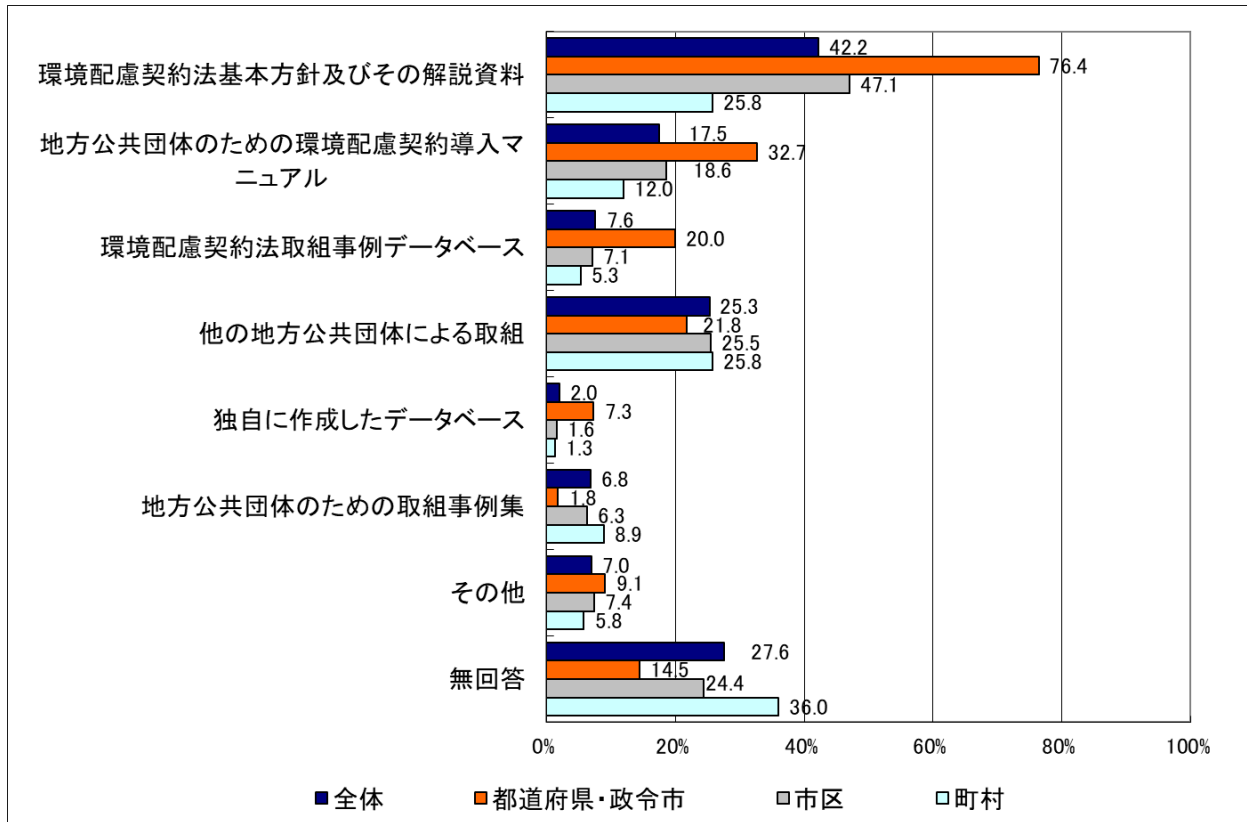


図 113. 環境配慮契約に取り組む上での参考資料

3-4-8. 環境配慮契約を実施できない要因（問4-7）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」の電気の供給を受ける契約において環境配慮契約に取り組んでいないと回答した団体を対象に、環境配慮契約を実施できない要因を尋ねた、「各契約方式における評価・審査体制が構築できていない」と回答した団体が最も多く、次いで「実際に契約を行う各課部署や関係する部署との調整が難しい」であった。町村では40.7%が「評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい」と回答した団体数も多く、マニュアル等の解説資料の提供や支援者の派遣等が重要であると考えられる。

表 138. 環境配慮契約を実施できない要因
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	実務に 関係する 部署との 調整が 難しい	各契約 方式に おける 評価・ 審査 体制が 構築 でき ない	環境 配慮 契約 の 要件 が 明 確 に な い	評価 項目 や 基 準 的 設 定 が 明 確 に な い	対象 となる 施設・ 契約の 管理・ 調整	入札 参加 資格 登録 業者 への 照会 、 問 い 合 い	環境 負 荷 低 減 の 把 握 が 難 し い	その他	無回答
環境配慮契約に取り組んでいないと回答した団体数	1225	519	540	377	476	270	152	327	52	227
	100.0	42.4	44.1	30.8	38.9	22.0	12.4	26.7	4.2	18.5
都道府県・政令市	19	12	6	3	3	3	1	5	2	1
	100.0	63.2	31.6	15.8	15.8	15.8	5.3	26.3	10.5	5.3
市区	500	248	230	150	186	126	61	137	27	78
	100.0	49.6	46.0	30.0	37.2	25.2	12.2	27.4	5.4	15.6
町村	706	259	304	224	287	141	90	185	23	148
	100.0	36.7	43.1	31.7	40.7	20.0	12.7	26.2	3.3	21.0

※問4-7は複数回答可につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

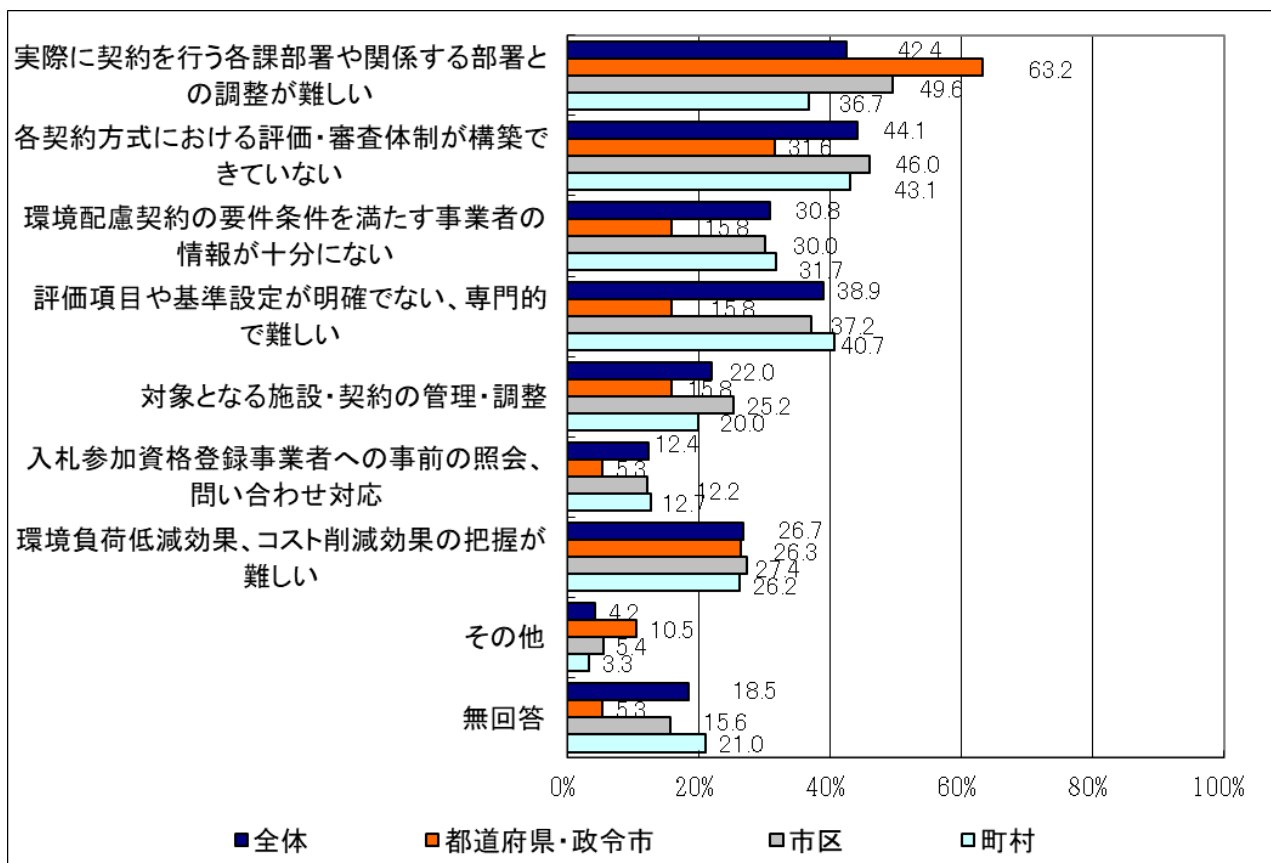


図 114. 環境配慮契約を実施できない要因

3-4-9. 基本方針で定める8類型以外に環境配慮契約を実施している契約類型（問4-8）

環境配慮契約法基本方針で対象としている8類型以外に環境配慮契約を実施している類型があるか、また、独自の契約方式を設定している契約類型があるかを尋ねた。唯一、東京都中央区で独自の契約類型として、印刷請負契約における環境に配慮した用紙及びインキの使用について環境配慮契約を実施していると回答した。また、4団体で独自の契約方式を採用していると回答しており、リバースオークション方式や随意契約が採用されていた。

表 139. 独自類型・独自契約方式の設定
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	「独自類型」を設定している	「独自契約方式」を設定している	設定していない	無回答
全体	1706	1	4	1536	165
	100.0	0.1	0.2	90.0	9.7
都道府県・政令市	67	0	0	65	2
	100.0	0.0	0.0	97.0	3.0
市区	778	1	4	711	62
	100.0	0.1	0.5	91.4	8.0
町村	861	0	0	760	101
	100.0	0.0	0.0	88.3	11.7

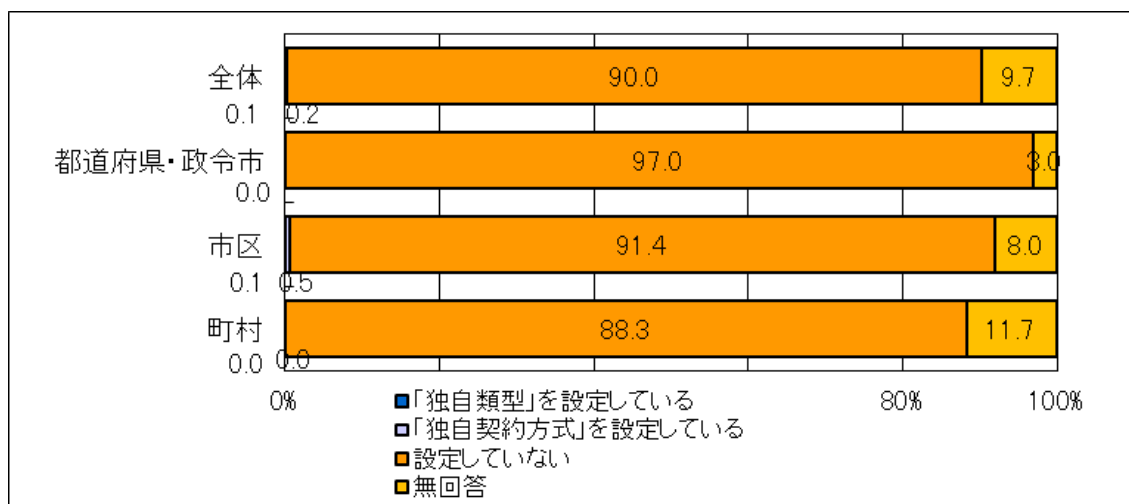


図 115. 独自類型・独自契約方式の設定

3-4-10. 環境配慮契約全般に関する意見や要望等（問4-9）

環境配慮契約全般に関する意見や要望としては、とりわけ電気の供給を受ける契約に関して、以下のとおり不落不調を懸念する意見や知識を身に付ける機会やツール提供に関する要望が挙げられた。入札仕様書の作成等、専門的な知識・知見を求められることから、他の地方公共団体の取組事例や専門家の派遣・支援、環境配慮契約を実施する上での財政的支援や補助事業の創設等への期待も見られた。

<環境配慮契約に取り組む上での主な課題>

- ・様々な施策への対応が求められる中、人員が限られており、方針策定や組織的取組に至らない。
- ・電気の供給を受ける契約の仕様書の作成等、専門的・技術的な知識を必要となるが、知識を身に付ける機会やツールがない。
- ・電気価格高騰等による、入札不調や落札事業者の撤退のリスク等があり、環境配慮契約の実施に踏み込めない。
- ・環境配慮契約法のねらいや取り組む意義、期待される効果、事例や書式・ひな形等が十分に周知されていない

こうした課題に対応するため、以下の3つを提案する。

1. 環境配慮契約に取り組む意義と効果、取組方法に関する研修の機会の提供

環境省が年度末に実施するグリーン購入法の基本方針説明会では、改訂された基本方針の解説が中心であり、グリーン購入の基礎的な情報として、取り組む意義や組織的な取組方法を学ぶ機会が別途必要と考える。開催時期は4月に異動する職員が多くいることから、年度の前半に実施することが望ましいと思われる。

2. 方針策定・見直し等に係る取組支援規模と体制の拡充

電気の供給を受ける契約の組織的取組率は微増傾向となっているが、環境配慮契約方針が未策定で、組織的取組に至っていない地方公共団体が多くある。

過去に環境省が、方針策定や見直し等の支援を行った地方公共団体は支援が終了した後も取組が定着している。全体的な集合研修で基礎知識を得る機会を設けるとともに、個別団体の課題やニーズに対応した支援を行うことで、各団体の取組を着実にレベルアップさせることができることから、令和6年度まで実施した個別の実務支援を再開することを提案する。

3. 都道府県と域内の町村の共同調達による環境配慮契約の促進

グリーン購入や環境配慮契約に組織的に取り組めない地方公共団体が抱える課題として、「人員不足」を挙げる団体は多い。とりわけ組織規模の小さい町村等では、調達方針の策定や環境物品の選定に必要な情報やノウハウが不足している、かつ多くの業務を兼任することから、職員への啓発も十分に実施できていないケースが見られる。一方で、都道府県・政令市では環境配慮契約の実施率も市区町村に比べると高い。

独自に契約方針を策定することが困難な小規模の地方公共団体が、所在する都道府県・政令市の入札に「共同調達」として参加することはグリーン購入に取り組む一つの手掛かりとなるだけでなく、都道

府県庁と同じ仕様でグリーン購入できるようになる。また、入札による調達のため、契約実績の集計も個別に集計する場合と比較して容易である。

グリーン購入及び環境配慮契約の普及促進に係る調査検討業務で実施した今年度のアンケート調査では、236 団体が共同調達の実施に賛成しており、これらの団体のうち、19.9%は電気の供給を受ける契約の共同調達について、「実施可能」と回答している。共同調達を促進することで、小規模な地方公共団体においても環境配慮契約の取組を広げることができる。

3-5. 環境配慮契約に関する特別設問：電気の供給を受ける契約における排出係数しきい値の設定状況（問4-10）

電気の供給を受ける契約における裾切り方式において、国等の機関では全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値（以下「排出係数しきい値」という。）を設定し、事業者全体の調整後排出係数が排出係数しきい値以上である小売電気事業者からの調達を原則として行わないこととしている。（令和5～6年度契約：0.600、令和7年度契約：0.520）。全ての団体を対象に排出係数しきい値の設定状況について質問した。

「国等の機関と同じ排出係数しきい値を用いている」と回答した団体は6.0%である一方、「国等の機関と異なる排出係数しきい値を設定している」と回答した団体は1.5%とさらに少なかった。また、約8割の団体が「排出係数しきい値を設定していない」と回答した。全体的に設定率が低いことから、一層の普及促進が必要と考えられる。

表 140. 電気の供給を受ける契約における排出係数しきい値の設定状況
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	国等の機関と同じ排出係数しきい値を用いている	国等の機関と異なる排出係数しきい値を設定している	排出係数しきい値を設定していない	無回答
全体	1706 100.0	103 6.0	25 1.5	1429 83.8	149 8.7
都道府県・政令市	67 100.0	29 43.3	7 10.4	29 43.3	2 3.0
市区	778 100.0	58 7.5	17 2.2	655 84.2	48 6.2
町村	861 100.0	16 1.9	1 0.1	745 86.5	99 11.5

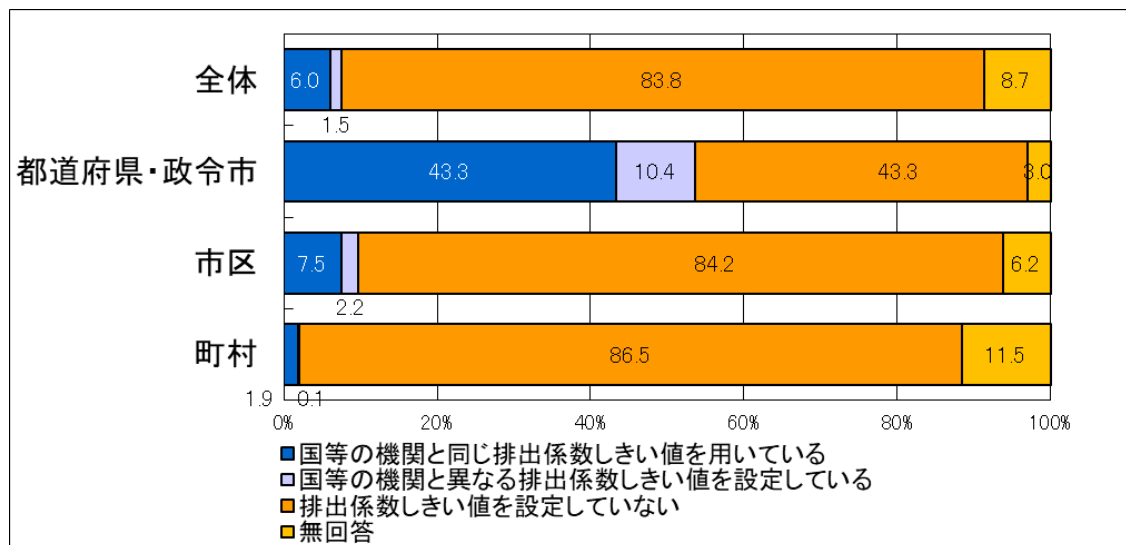


図 116. 電気の供給を受ける契約における排出係数しきい値の設定状況